



# 第3次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

## 令和2年度 年次報告書



～認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里～

丹 波 市

## 目 次

第3次丹波市男女共同参画計画 令和2年度年次報告書について	・・・	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	・・・	2
1 施策の体系	・・・	2
2 基本目標ごとの評価まとめ	・・・	3
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・・・	3
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・・・	7
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・・・	11
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・・・	13
3 数値目標の実績値一覧	・・・	18
4 自己評価一覧（体系別による施策数）	・・・	20
第2部 施策の実施状況	・・・	21
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・・・	22
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・・・	26
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・・・	33
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・・・	38
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	・・・	47
第4部 審議会からの意見	・・・	48

## 第3次丹波市男女共同参画計画 令和2年度年次報告書について

### 1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第3次丹波市男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

### 2 本報告書の構成

#### 第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第3次丹波市男女共同参画計画（丹（まごころ）の里 ハーモニープラン）においては、基本理念「認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里」のもと、「1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり」、「3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり」、「4 健やかに安心して暮らせる社会づくり」の4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目のもと様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和2年度の主な推進状況を、4つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

【基礎データ】：主な推進状況の推移をグラフ等で示した。

【数値目標】：本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標を設定しており、その目標について令和2年度における実績をまとめた。なお、目標によっては、最新のデータがないものがある。

【自己評価欄】：基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。

#### 【自己評価の基準】

- A：実施済みで十分に成果を上げている。
- B：実施済みである程度成果を上げている。
- C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。
- D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】：令和2年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

#### 第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和2年度実績と成果、評価、課題と今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

#### 第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和2年度の対応状況について報告するものである。

#### 第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

# 第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

## 1 施策の体系

基本目標	基本方針	推進項目
<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤づくり</p>	<p>(1) 男女共同参画に対する意識の定着</p> <p>(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進</p> <p>(3) 推進体制の整備</p>	<p>①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画に関する情報提供の充実 ③固定的性別役割分担意識の解消 ④自治会男女共同参画推進員の活動支援</p> <p>①男女共同参画に関する教育の充実 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③教職員に対する研修の充実</p> <p>①男女共同参画の実現に向けた条例の制定 ②男女共同参画を推進する拠点施設の整備</p>
<p>2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり</p>	<p>(1) 働く場における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>(3) 女性の能力発揮に対する支援</p> <p>(4) 地域活動等における男女共同参画の推進</p>	<p>①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 ②農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進</p> <p>①審議会等委員への女性の積極的登用 ②市役所管理職への女性職員の登用促進 ③事業所における方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>①継続就業・再就業・起業に対する支援 ②女性リーダーの育成 ③女性のネットワークづくりへの支援</p> <p>①自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり ②男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援</p>
<p>3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり</p>	<p>(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進</p>	<p>①意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進 ②男性の家事・育児・介護への参画促進</p> <p>①育児・介護休業制度の整備と活用の促進 ②多様な働き方に対する支援 ③子育て・介護支援の充実</p>
<p>4 健やかに安心して暮らせる社会づくり</p>	<p>(1) あらゆる暴力の防止と根絶</p> <p>(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(3) 生涯にわたる健康づくり支援</p> <p>(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進</p>	<p>①DV対策の推進 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進</p> <p>①高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③各種相談体制の充実 ④性的マイノリティに関する理解の促進</p> <p>①男女の心身の健康保持・増進への支援 ②妊娠・出産等に関する支援の充実</p> <p>①男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進</p>

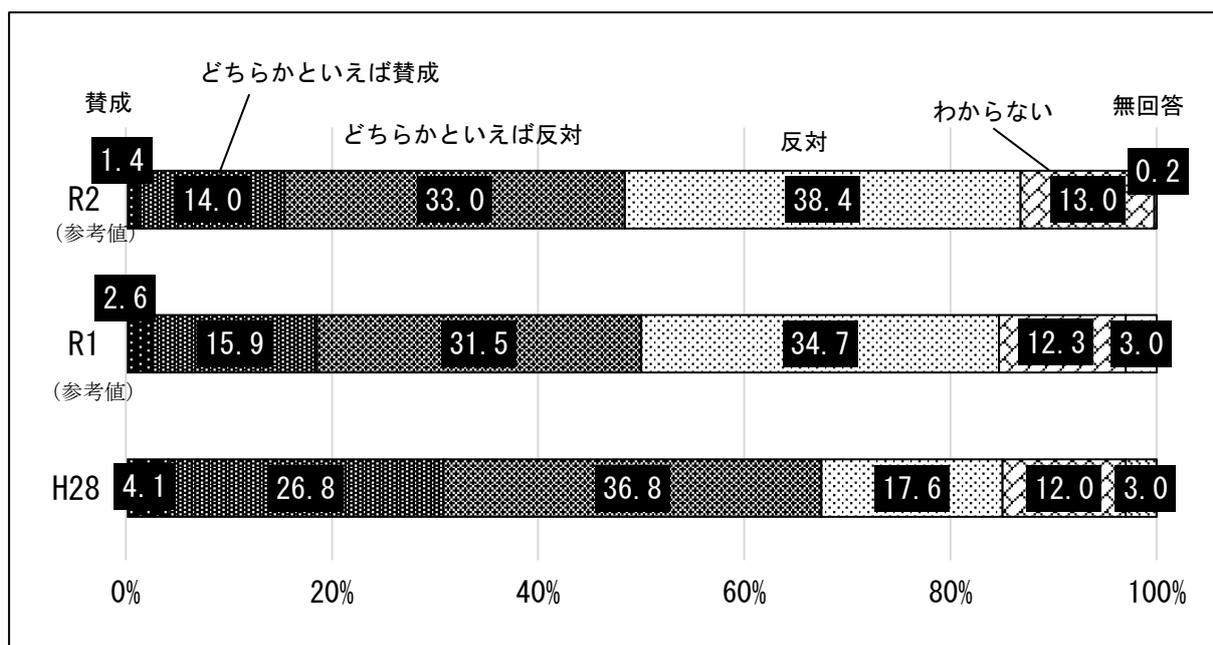
## 2 基本目標ごとの評価まとめ

### 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

#### 【基礎データ】

固定的な性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」：経年比較（参考）



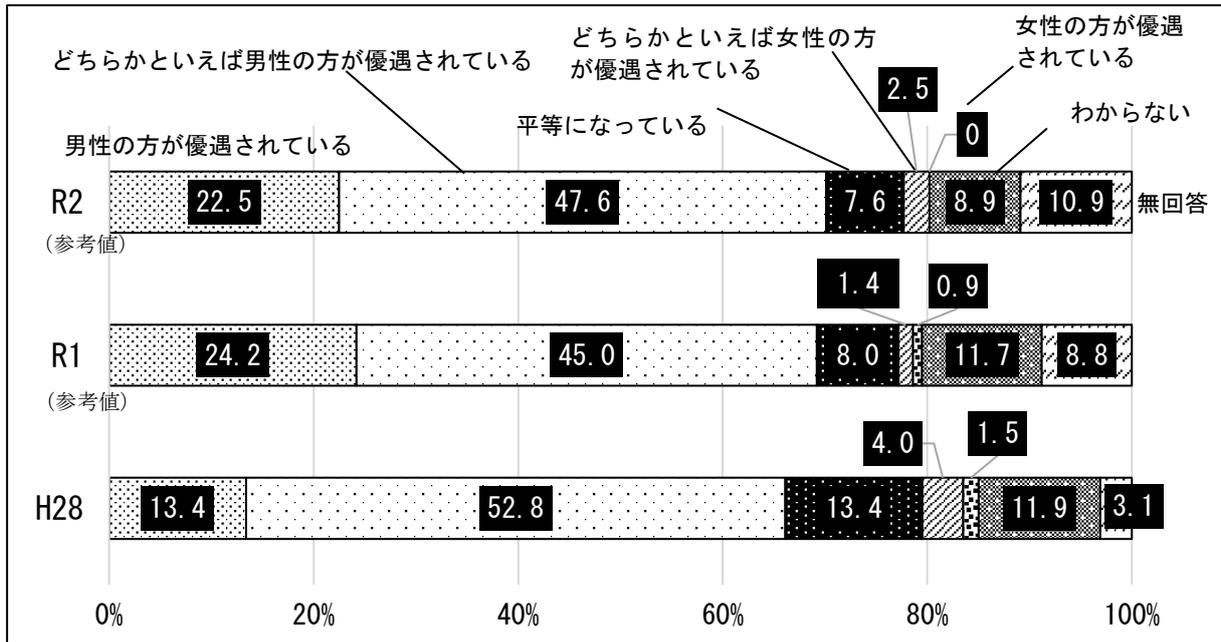
[注意] ・出所資料が異なるため、R1・2年度の値は参考値としています。(6頁を参照してください。)

・統計データの割合は端数処理のため、合計が100にならないこともあります。(ほかのグラフも同様)

(資料) R1、R2 : 生涯学習活動に関するアンケート

H28 : 丹波市男女共同参画市民意識調査

男女の地位の平等感：経年比較（参考）



【注意】・出所資料が異なるため、R1・2年度の値は参考値としています。（6頁を参照してください。）

（資料）R1、R2：生涯学習に関するアンケート

H28：丹波市男女共同参画市民意識調査

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R4)
		(H30)	(R1)	(R2)	
社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	—	8.0% (参考値)	7.6% (参考値)	30.0%
固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	—	66.2% (参考値)	71.4% (参考値)	60.0%
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	21.7%	17.4%	6.4%	30.0%
学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	12.1%	13.8%	16.0% (R2)

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	H30				R 1				R 2				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)男女共同参画に 対する意識の定着	1	7	5	1	4	2	3	0	4	1	4	0	9 (H30は14)
(2)男女共同参画の 視点に立った学校 教育の推進	1	3	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	4
(3)推進体制の整備	2	1	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3

【評価】A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 毎年行っている「男女共同参画講演会」に加え、男女共同参画について様々なテーマを題材に基礎的なことを学ぶ「男女共同参画基礎講座」（3回シリーズ）などを開催し、男女共同参画に対する意識啓発を進めた。
- 女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など男女共同参画に関する図書や資料を幅広く揃え、閲覧・貸出した。また、所蔵図書について広報するため「図書コーナーからのお知らせ」を年6回発行した。
- 「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、専門家による寄稿文や、相談や講座・セミナー開催のお知らせ、事業実施報告、活動団体紹介などの記事を掲載し、啓発を図った。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会男女共同参画推進員全員を対象とした研修会は中止したが、少人数による申込制の講座を開催し、推進員へ参加を呼びかけ、学習機会を提供した。
- 管理職登用促進のスクールリーダー研修会を年間3回実施し、女性教職員の管理職試験の受験促進に努めた。
- 男女共同参画センターの活用について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限があり、来館者数に大幅な伸びがなかったが、個人や地域の学びを止めないために、少人数やオンラインによる講座を開催することなどにより、利用促進を図った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 男女の地位の平等感については、令和2年度は参考値であるが、「平等」であると考えられる割合は7.6%で計画策定時より低下している。70.1%が「男性の方が優遇されている」と

考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けることがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。

○固定的な性別役割分担意識については、令和2年度は参考値であるが、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が15.4%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が71.4%であり、「反対」の方が56.0ポイント高くなっている。性別・年齢別で見ると、男性、70歳代で賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。

○男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標数値未達成となった。引き続き支援メニューを検討し、推進員との連携を図り、活動割合が増加するよう取組を進める

○次期管理職をめざす主幹教諭選考試験の受験者は微増傾向である。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職比は13.8%という現状にあり、計画的な登用を推進していく。

**【注意】R1・2年度実績値の「参考値」表記について**

R1・2年度の実績値を得た調査（市民意識アンケート、生涯学習活動に関するアンケート）は、下記のとおり、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象者の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R1・2年度の実績値を「参考値」とする。

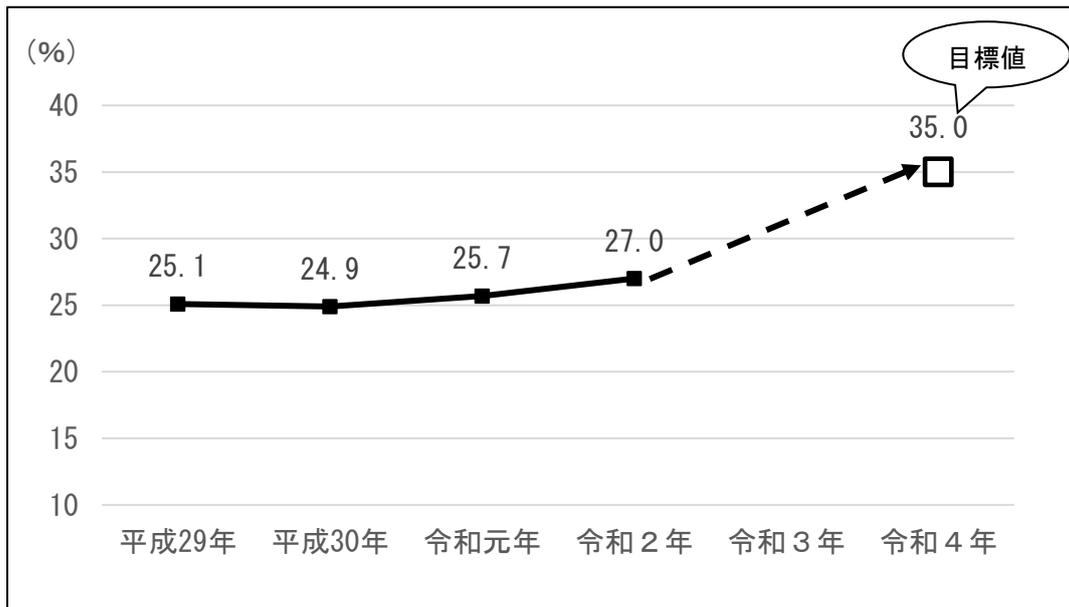
R1・2市民意識アンケート
・住民基本台帳から無作為抽出（20～80歳、1000人）
R1・2生涯学習活動に関するアンケート
・住民基本台帳から無作為抽出（20歳以上、1000人）
H28 丹波市男女共同参画市民意識調査
・住民基本台帳から無作為抽出（18歳以上、1000人） ・抽出にあたり、年代別で人口規模に違いがあることから抽出人数に格差が発生し、集計・分析に必要なサンプル数が十分得られない可能性があった。 ・そのため、年齢層ごとに必要な数を得るため、年齢構成上人口の少ない10歳代並びに20～30歳代の抽出率を高めた対象者数を設定し抽出した。 ・集計時に、各年代層の人口構成を反映させるため、年代ごとの回収数に応じた補正係数（ウエイト値）を求め、有効回答数に反映させた。

## 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

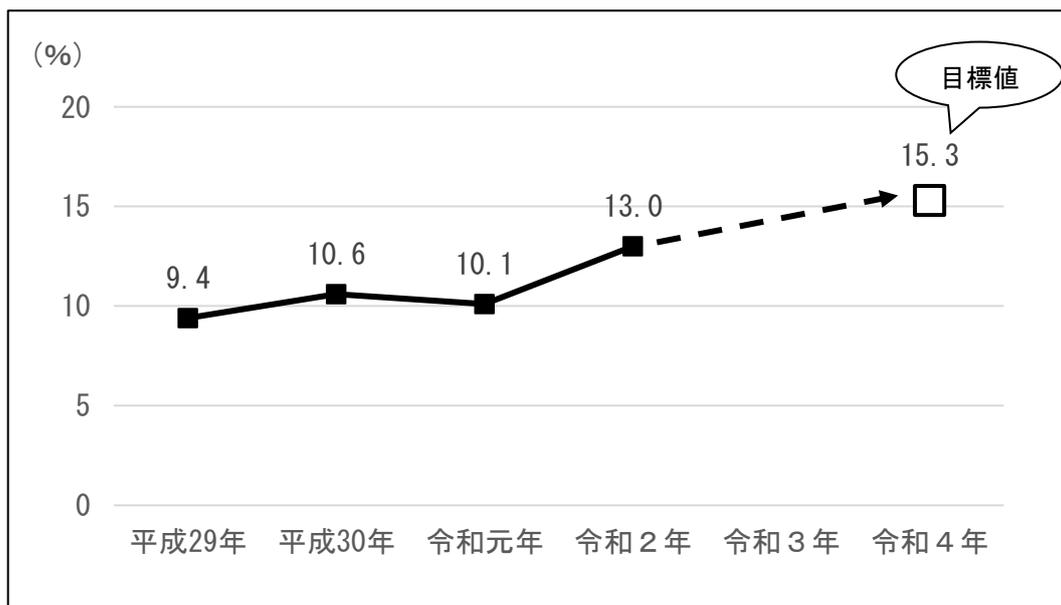
### 【基礎データ】

#### 審議会等委員への女性割合



(資料) 丹波市人権啓発センター調べ

#### 市役所職員の女性管理職割合



(資料) 丹波市職員課調べ

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(H30)	(R 1)	(R 2)	
男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	—	19.3%	15.2%	30.0%
女性の活躍推進に関する協定締結事業所数（累計）	17 事業所 (H29)	35 事業所	50 事業所	52 事業所	60 事業所
審議会等委員の女性割合	25.1% (H29)	24.9%	25.7%	27.0%	35.0%
女性農業委員数	1 人 (H29)	1 人	1 人	1 人	3 人
市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29)	10.6%	10.1%	13.0%	15.3%
男女共同参画センター（仮称）登録団体数	—	—	1 団体	3 団体	30 団体
自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	—	9.7% (参考値)	8.1% (参考値)	30.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	H30				R 1				R 2				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) 働く場における男女共同参画の推進	1	4	1	2	2	4	2	0	3	3	2	0	8
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	0	3	1	3	0	4	2	1	0	3	2	2	7
(3) 女性の能力発揮に対する支援	4	3	2	2	4	3	3	1	3	4	3	1	11
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	3	4	0	0	1	6	0	0	1	6	0	0	7

[評価] A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

## 【主な取組状況】

- 女性の職業生活における活躍推進に積極的に取り組む事業者と「女性の活躍の推進に関する協定」を令和2年度は新たに2社締結するとともに、女性が仕事を通じて活躍できる職場づくりに必要な経費の一部を補助するなど、職場における女性活躍の推進を支援した。
- 女性農業者をつなぐ組織「丹波根っこの会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動縮小を余儀なくされる中、SNSを活用した会員同士の情報交換や、食品ラベル講習会やアスパラガス栽培講習会を実施するなど取組を進め、その活動を支援した。
- 委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、要領に基づき、審議会等を設置又委員の改選を行う際に、女性の登用割合が35%を下回らないように事前協議による確認を行い、女性委員のいない審議会の解消や審議会等委員への女性の登用を推進した。
- 「チャレンジ相談」や「働き方セミナー」を実施し、女性の就業に関する学習機会の提供を行った。
- 就職面接会（社会福祉法人就職フェア）に参加し、女性有資格者福祉人材バンクへの登録推進や福祉人材支援補助金制度について周知し、出産や子育て等家庭の事情により離職中の女性有資格者の活躍を支援した。
- 兵庫労働局と締結している雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターを巡回し、子育て中の保護者を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を9回実施し、就業支援に取り組んだ。
- 起業をめざす市民を支援する「Bizステーションたんば」において、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを実施した。
- 様々な分野で活躍する先輩女性の話を聴き、自分のキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を実施し、人材育成を図るとともに、交流やネットワークづくりの場を提供した。
- 言語の障壁等で生活に支障をきたしている在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳などの生活支援を実施した。また、通訳者つきで日常生活の悩みについて相談できる「外国人のためのなんでも相談会」を行った。
- いきいき百歳体操や有償ボランティア（くらし応援隊）の活動を担う人材の育成に取り組んだ。

## 【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 男女共同参画センターの認知度について、「機能を良く知っている」「大体知っている」は15.2%であった。約4割(38.7%)が「言葉は聞いたことがある」、「知らない」が44.3%

となっており、各種取組を進めセンターの役割を浸透させる。

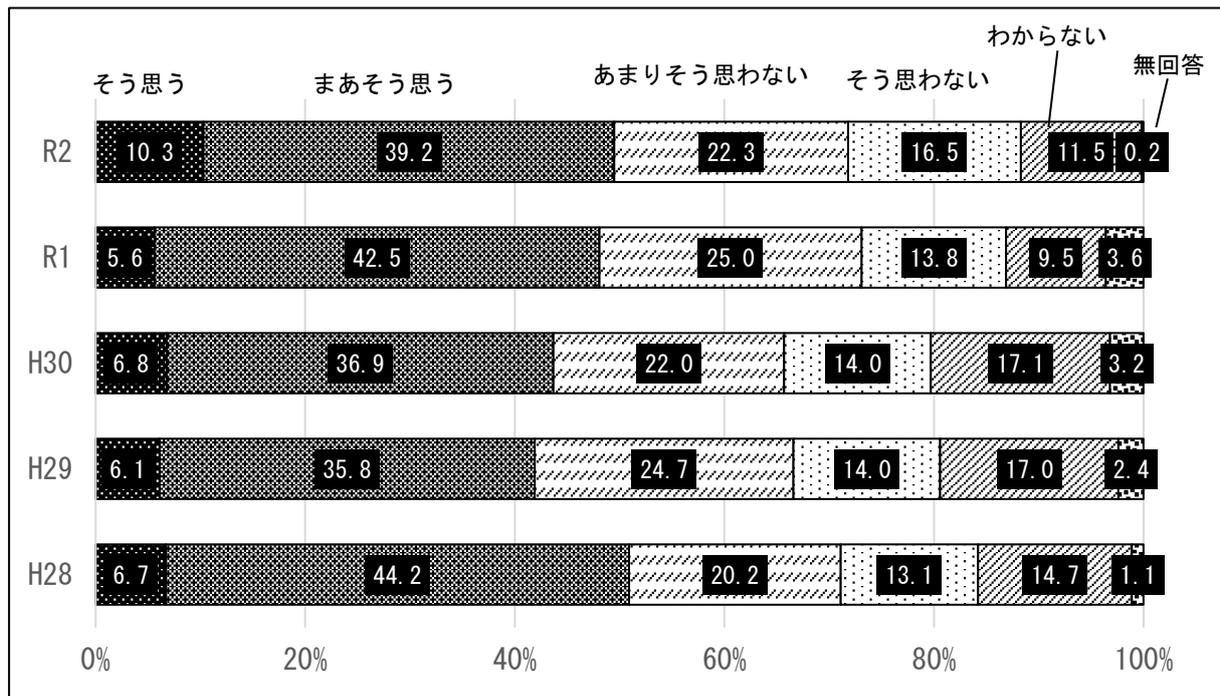
- 女性の活躍推進に関する協定締結事業所数は、累計 52 事業所となった。目標数値達成に向け、今後も引き続き制度の周知に努め、意識改革に取り組む。
- 審議会等委員への女性登用について、前年度比 1.3%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
- 各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募が少ない主な要因と考える。次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRし、農業委員会への女性参画を促進する。
- 市役所女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
- 市民プラザ登録団体 64 団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は 3 団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。
- 地域活動における男女の平等感について、令和 2 年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は 8.1%で、計画策定時より低下している。67.9%が「男性の方が優遇されている」と考えており、地域活動においても、市民感覚では依然男性中心の構造にあると捉えられている。意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

### 基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力を発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

#### 【基礎データ】

ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える割合（経年比較）



（資料）市民意識アンケート

#### 【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(H30)	(R 1)	(R 2)	
ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	—	40.0%
ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	43.7%	48.1%	49.5%	60.0%
週労働時間 60 時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	—	5.0%
市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	0%	1.92%	5.0% (R 3)
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	48.5%	49.6%	40.4%	55.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	H30				R 1				R 2				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	1	4	1	3	1	7	0	1	3	5	1	0	9
(2)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	9	2	1	2	10	1	2	1	10	1	3	0	14

【評価】A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 子育て世代向けに、子育てと仕事の両立を支援するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について広報・啓発した。
- 男性介護に関する講演会を開催し、男性の介護へ参画促進と意識醸成を図った。
- 市役所においては、積極的な年休取得や夏季休暇取得、ノー残業デーの推奨により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方に対する意識改革を図った。また、テレワーク導入に向けた協議を進め、令和3年度の試行運用を目指すこととした。
- 延長保育、一時預かり保育、病児対応型病児保育、特別支援が必要な児童への加配保育の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した。また、保護者の子育てと仕事との両立及び一層の保育サービスの充実を図るため、保護者アンケートを実施した。
- 市内6箇所の子育て学習センターでは、子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は49.5%と、前年度より1.4ポイント高くなっており、「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の高まりが進みつつあるが、目標値には達しなかった。引き続き取組を進める。
- 市役所における男性育児休業取得率については、令和2年度は1名の取得があった（1.92%）。引き続き、育児休業（部分休業）制度の周知や育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。

○子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。

#### 基本目標 4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

DVや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

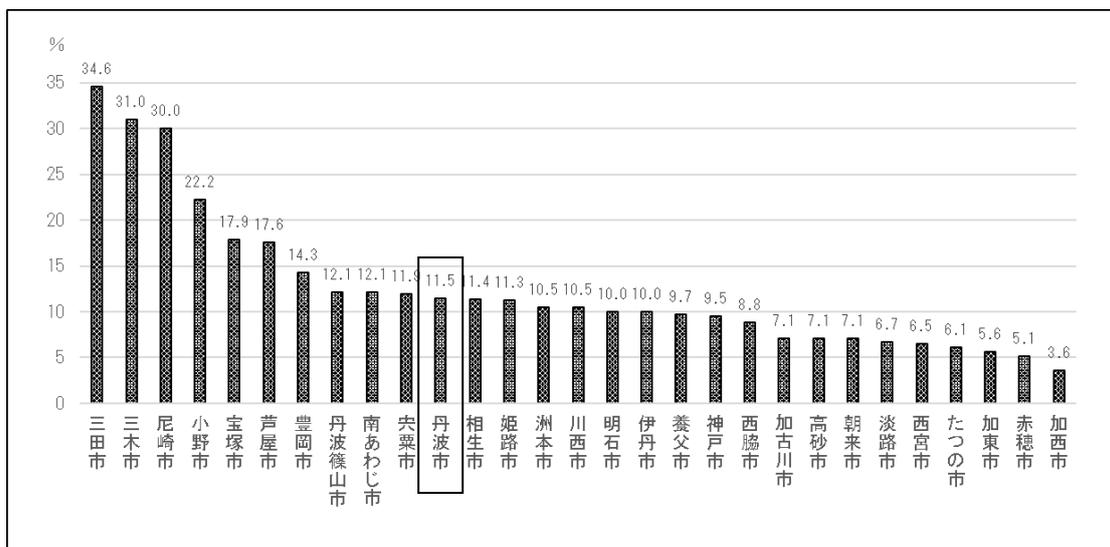
#### 【基礎データ】

DV相談件数

	H28	H29	H30	R1	R2
相談者数	5	19	15	24	24
来所	3	2	1	7	0
電話	2	3	2	4	7
その他	0	14	12	13	17
延べ相談回数	40	29	41	48	114
訪問	8	3	11	6	4
来所	13	6	7	6	18
電話	17	5	11	23	49
その他	2	15	12	13	43

(資料) 丹波市調べ

防災会議への女性の登用状況 (兵庫県内の市)



(資料) 「令和2年度 ひょうごの男女共同参画」より

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(H30)	(R 1)	(R 2)	
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	—	70.0%
DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	—	80.0%
住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	30.3%	30.6%	28.7%	42.0%
子宮頸がん検診受診率(20～69才までを対象)	20.0%	18.8%	36.9%	9.8%	50.0% (R 7)
乳がん検診受診率(40～69才までを対象)	14.4%	20.0%	45.5%	12.2%	60.0% (R 7)
女性消防団員数	10人 (H29)	10人	11人	11人	15人

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	H30				R 1				R 2				実施担当 課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)あらゆる暴力の防止と根絶	4	7	0	0	6	5	0	0	7	4	0	0	11
(2)誰もが安心して暮らせる環境の整備	8	16	2	0	11	14	1	0	9	16	0	0	25 <small>(H30・R 1は26)</small>
(3)生涯にわたる健康づくり支援	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
(4)防災・防犯分野における男女共同参画の推進	1	2	3	1	1	3	2	1	1	1	3	2	7

[評価] A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

## 【主な取組状況】

- DV被害者の相談窓口として、令和2年4月から配偶者暴力相談支援センターを開設し、6月からは婦人相談員も配置し、相談に応じた。
- 警察や関係機関と連携を図り、適切に被害者支援を行った。令和2年度は一時保護が2件、警察との連携が9件であった。また、庁内連携会議を開催し、DV基本計画の進捗状況を確認するとともに、被害者支援に対する知識を深めた。
- 国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」の期間を中心に、DV防止のパネルや図書の企画展示、FMラジオでの啓発番組放送、DV防止啓発講座の開催など、市民や地域等への普及啓発活動を行った。さらに、コロナ禍におけるDV防止啓発として、チラシ作成やセンターだよりで啓発を行った。
- 市内の中学生に対しデートDVについての理解を深める授業を行った。
- FMラジオ放送や啓発冊子の配布などにより、職場におけるハラスメント防止の啓発を行った。
- 児童虐待について、家庭児童相談員を配置し、川西こども家庭センター等の関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。また、要保護児童対策地域協議会において、情報共有と包括的な支援を行った。また、リーフレットや啓発ミニカードを作成・配布し、相談機関の周知を図るとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、FMラジオ放送、ポスター・のぼり旗・懸垂幕の掲示など重点的に啓発活動を行った。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等困難な立場に置かれている方が安心して暮らせるように、相談体制の充実や各種支援に取り組んだ。
- 広報紙やFMラジオで性的マイノリティについて理解を深める情報を発信し、市民へ意識啓発を図った。市内中学校や高校においては、性教育授業の中で性的マイノリティについて説明、啓発を行った。
- 健康たんば21に基づき、こころのケア相談や各種健康検診・保健指導を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援した。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、助産師・心理士などによる相談や産後ケア事業（宿泊型・乳房ケア型）など、妊娠期から子育て期までの一貫した支援を実施した。
- 女性消防団が火災予防活動として、広報パトロールを実施し、防災意識の向上を図った。
- 避難所におけるプライバシー確保等を目的として、授乳や着替え等が安心して行えるようパーテーションやテントを購入した。

### 【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 丹波市配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口であることの周知をさらに図るとともに、専門員の資質向上を目指し、適切な支援を行う。
- 気軽に相談できる環境のひとつとして、市内社会福祉法人の事業所に設置していただいている「よろずおせっかい相談所」を市民が相談できる場所として機能させる。
- がん検診受診率の向上に向けては、広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。また乳がん検診では、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
- 女性消防団員について、市内の事業所へ募ったり、女性消防団員の活動内容等を広報誌等で紹介し、新規団員の確保に努める。



## 数値目標の実績値一覧

基本目標	No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値			数値目標 (R 4年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	目標達成に向けた課題と今後の方向性
				(H30年度)	(R 元年度)	(R 2年度)				
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	—	8.0% (参考値)	7.6% (参考値)	30.0%	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R 2年度値：生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	少なくとも30%以上の市民が男女平等と感じることを目標とする。	令和2年度は参考値であるが、「平等」であると考える割合は7.6%で計画策定時より低下している。70.1%が「男性の方が優遇されている」と考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。
	2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	—	66.2% (参考値)	71.4% (参考値)	60.0%	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R 2年度値：市民意識アンケート(人権啓発センター)	固定的役割分担意識の解消を進め、60%の人が反対するという状態に向上させることを目標とする。	「賛成」の割合が15.4%、「反対」の割合が71.4%であり、「反対」の方が56.0ポイント高くなっている。しかし属性で見ると、男性・70歳代に賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。
	3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	21.7%	17.4%	6.4%	30.0%	人権啓発センター調べ	丹波市総合計画の目標値	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標数値未達成となった。引き続き支援メニューを検討し、推進員との連携を図り、活動割合が増加するよう取組を進める。
	4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	12.1%	13.8%	16.0% (R 2年度)	兵庫県教育委員会(学校教育課)	女性活躍推進法及び次世代支援対策推進法に基づく事業主行動計画の目標値	女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にあり、受験者も微増傾向である。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職比は13.8%という現状にあり、計画的な登用を推進していく。
2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センター(仮称)の名称も機能も知っている人の割合	—	—	19.3%	15.2%	30.0%	生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	開設3年後に30%の認知度を目標とする。	約4割が「言葉は聞いたことがある」(38.7%)「知らない」が44.3%となっており、各種取組を進めセンターの役割を浸透させる。
	6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数(累計)	17事業所 (H29年度)	35事業所	50事業所	52事業所	60事業所	新産業創造課調べ	毎年度15事業所との協定締結を目標とする。	今後も引き続き制度の周知に努め、意識改革に取り組む。
	7	審議会等委員の女性割合	25.1% (H29年度)	24.9%	25.7%	27.0%	35.0%	人権啓発センター調べ	審議会等の女性委員の登用割合を35%以上に増加させることを目標とする。	前年度比1.3%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
	8	女性農業委員数	1人 (H29年度)	1人	1人	1人	3人	農業委員会調べ	農業委員24名のうち、女性委員を1名から3名に増やすことを目標とする。	各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募の少ない主な要因と考える。次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRする。
	9	市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29年度)	10.6%	10.1%	13.0%	15.3%	職員課調べ	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
	10	男女共同参画センター(仮称)登録団体数	—	—	1団体	3団体	30団体	人権啓発センター調べ	開設後3年以内に30団体の登録を目標とする。	市民プラザ登録団体64団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は3団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。
	11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	—	9.7% (参考値)	8.1% (参考値)	30.0%	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R 2年度値：生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	少なくとも30%以上の市民が男女平等と感じることを目標とする。	令和2年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は8.1%で、計画策定時より低下している。67.9%が「男性の方が優遇されている」と考えており、地域活動においても、市民感覚では依然男性中心の構造にあると捉えられている。意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

基本目標	No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値			数値目標 (R 4年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	目標達成に向けた課題と今後の方向性
				(H30年度)	(R 元年度)	(R 2年度)				
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	—	40.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター)	ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するなど、40%の人がワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っている状態に向上させることを目標とする。	—
	13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	43.7%	48.1%	49.5%	60.0%	市民意識アンケート(人権啓発センター)	丹波市総合計画の目標値	前年度より1.4ポイント高くなっており「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の高まりが進みつつあるが、目標値には達しなかった。引き続き取組を進める。
	14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	—	5.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター)	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、長時間労働者の割合を半減させることを目標とする。	—
	15	市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	0%	1.92%	5.0% (R 3年度)	職員課調べ	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	育児休業(部分休業)制度の周知や育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。
	16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	48.5%	49.6%	40.4%	55.0%	子育て支援課調べ	市の子育て支援施策や環境に対して満足している人の割合を55%に増加させることを目標とする。	子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。
4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	—	70.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター)	DV相談窓口の周知を図り、DV被害を受けた人のうち相談した人の割合を70%に増加させることを目標とする。	—
	18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	—	80.0%		DV防止のための啓発を図り、80%の人がDVを「言葉も内容も知っている」という状態に向上させることを目標とする。	—
	19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	28.9%	30.3%	30.6%	28.7%	42.0%	市民意識アンケート(介護保険課)	丹波市総合計画の目標値	気軽に相談できる環境のひとつとして、市内社会福祉法人の事業所に設置している「よろずおせっかい相談所」を市民が相談できる場所として機能させる。
	20	子宮頸がん検診受診率(20~69才までを対象)	20.0%	18.8%	36.9%	9.8%	50.0% (R 7年度)	健康課調べ	健康たんば21の目標値	丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。
	21	乳がん検診受診率(40~69才までを対象)	14.4%	20.0%	45.5%	12.2%	60.0% (R 7年度)			丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。ジャパンマンモグラフィサンデーに参加し、日曜日に乳がん検診を実施し、平日受診できない方への対応を実施する。
	22	女性消防団員数	10人 (H29年度)	10人	11人	11人	15人	くらしの安全課調べ	定数20名を最終目標に、3年後には15名の団員を確保する。	市内の事業所へ募ったり、女性消防団員の活動内容等を広報誌等で紹介して新規女性消防団員の確保に努める。

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値目標を記載している。それぞれの計画の見直しに併せて、数値目標を改定する。数値目標を改定した場合は、改定後の数値目標を記載した。

※「女性の活躍推進に関する協定締結事業所数」の計画策定時の値(H29年度)について、計画書では「10事業所」と記載していたが、「17事業所」であったことが判明し、訂正している。

※R1年度・2年度の実績値のうち、「参考値」の表記は、R1年度・2年度の実績値を得た調査(市民意識アンケート、生涯学習に関するアンケート)は、計画策定時(H28)に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要(調査対象の抽出や集計方法)が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R1年度・2年度の実績値を「参考値」としている。(6頁参照)

#### 4 自己評価一覧（体系別による施策数）

基本目標	基本方針	推進項目	施策数	R2担当課数	H30 評価別実施数				R1 評価別施策数				R2 評価別施策数			
					A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	① 意識改革のための広報・啓発の推進	2	2		2			2			2				
		② 男女共同参画に関する情報提供の充実	1	2		2			1	1		1	1			
		③ 固定的性別役割分担意識の解消	2	2	1		1		1	1		1		1		
		④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援（※注1）	2	3		3	4	1			3				3	
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① 男女共同参画に関する教育の充実	2	2	1	1				2				2		
		② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1	1		1				1				1		
		③ 教職員に対する研修の充実	1	1		1				1				1		
	(3) 推進体制の整備	① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定	2	2	1	1				2				2		
		② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備	1	1	1					1				1		
	2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進	① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	5	6	1	3	1	1	1	3	2		1	3	2
② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進			2	2		1		1	1	1				2		
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		① 審議会等委員への女性の積極的登用	2	3		1		2		1	1	1		1	1	1
		② 市役所管理職への女性職員の登用促進	2	2		1	1			2				1		1
		③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進	1	2		1		1		1	1			1	1	
(3) 女性の能力発揮に対する支援		① 継続就業・再就業・起業に対する支援	6	7	3	2	1	1	4	1	2		3	2	2	
		② 女性リーダーの育成	2	3	1		1	1		1	1	1		1	1	1
		③ 女性のネットワークづくりへの支援	1	1		1					1				1	
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進		① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり	1	2		2				2				2		
		② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援	5	5	3	2				1	4			1	4	
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進	2	4		2		2	4				1	3		
		② 男性の家事・育児・介護への参画促進	3	5	1	2	1	1	1	3	1	2	2	1		
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進	2	3		1	1	1		1	1	1		1	2	
		② 多様な働き方に対する支援	2	2	1			1	1		1			1		
		③ 子育て・介護支援の充実	9	9	8	1				9				9		
		④ 性的マイノリティに関する理解の促進	4	4		4				2	2			1	3	
(3) 生涯にわたる健康づくり支援	① 男女の心身の健康保持・増進への支援	1	1		1				1				1			
	② 妊娠・出産等に関する支援の充実	1	1		1				1				1			
(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	7	7	1	2	3	1	1	3	2	1	1	1	3	2	
合計			105	117	35	58	16	14	43	55	15	5	44	50	18	5

【評価】 A：実施済みで十分に成果を上げている。 B：実施済みである程度成果を上げている。  
C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D：未着手又は実施が困難な状況であった。

※注1： 推進項目「自治会男女共同参画推進員の活動支援」の担当課数は、H30年度は「8」であったが、業務集約により、R1年度以降「3」となった。（22頁参照）

※注2： 推進項目「各種相談体制の充実」の担当課数は、R1年度は「6」であったが、事業廃止により、R2年度から「5」となった。（43頁参照）

---

## 第2部 施策の実施状況

---

## 施策の実施状況

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### ■基本方針(1) 男女共同参画に対する意識の定着

#### ▲推進項目① 意識改革のための広報・啓発の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	あらゆる機会を通じた意識啓発	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	人権啓発センター	各種運動週間に合わせ、重点的に広報を行った。 ・男女共同参画週間(6/23-29) パネルや図書等の展示 ・女性に対する暴力をなくす運動推進期間(11/12-25) パープルリボンの配布、資料展示、パープルライトアップ(丹波ゆめタウン) ・国際女性デー(3/8) パネルや図書等の展示	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	A	A	理解促進のため、あらゆる機会を通じ引き続き啓発する。
2	男女共同参画に関する情報紙や広報紙等による啓発	広報紙やホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図るとともに、情報紙を作成します。	人権啓発センター	「男女共同参画センターだより」を発行した。 ・vol.3(5月発行)2,000部 ・vol.4(9月発行)2,000部 ・vol.5(1月発行)2,000部 広報紙やウェブサイト・SNS、防災無線、FMラジオ等を活用し、随時情報を発信した。 ・広報紙掲載 10回(R1年度:7回) ・FMラジオ放送4回(R1年度:8回)	多くの媒体により啓発を行った。	B	A	A	男女共同参画センターの認知度を高め、利用促進につながるよう広報に努める。センターだよりは、身近で具体的な内容を提供するなど、分かりやすい紙面となるよう工夫し充実を図る。

#### ▲推進項目② 男女共同参画に関する情報提供の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行うとともに、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画に関する図書を備え、閲覧・貸出できるよう整えた。また所蔵図書について広報する「図書コーナーからのお知らせ」を6回発行した。 ・蔵書数(R2年度末)345冊 男女共同参画に関する雑誌・行政資料なども配架した。 また、引き続きコモレ丹波の森内に丹波市男女共同参画情報コーナーを設置し、市民に情報提供を行った。さらには、国際女性デーにあわせ、男女共同参画にかかる絵本を市図書館から借り受け特別展示を行った。	話題書だけでなく、女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など、一般図書館とは異なる視点で選書を行った。利用登録者数54人、貸出冊数180冊と情報提供を図ることができた。	B	A	A	引き続き、蔵書・資料の充実に努めるとともに「図書コーナーからのお知らせ」の発行や、男女共同参画を身近に感じてもらうためテーマに沿った図書を展示する企画展示を行い、さらなる利用増加を図る。
			中央図書館	・男女共同参画に関わる図書を購入し資料の充実を図り、市民に新しい情報提供を行った。 ・図書館ホームページと館内OPACの資料検索サイト内にある、図書館おすすめコーナーに男女共同参画に関わる資料が簡単に検索できるように設定を行った。また、その検索結果から資料の予約ができるようにした。 ・丹波市男女共同参画センターと連携を図り、資料の貸出しを行った。	新しい情報を提供するために資料の充実を図り、市民に貸出しを行い資料を活用していただくことができた。	B	B	B	・R2年度においては、新型コロナ対応のため男女共同参画の資料を集めた特集コーナーを設置することができなかった。R3年度以降においては、6月23日から6月29日までの男女共同参画週間にあわせて、館内に資料を集めた特集コーナーを設置して資料提供を行う。 ・資料検索サイトの情報発信についても、定期的な更新を行い、最新の情報提供を行う。

▲推進項目③ 固定的性別役割分担意識の解消

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	男女共同参画講演会や講座等の開催	固定的性別役割分担意識の解消や、しきたり、慣行に対する意識改革を進めるため、男女共同参画講演会や講座等を開催します。	人権啓発センター	講演会の開催 ・男女共同参画講演会（10/22）：参加者72人 講座等の開催 ・男女共同参画基礎講座 第1回「基本編」（7/25）：参加者18名 第2回「防災編」（9/27）：参加者19名 第3回「DV編」（11/28）：参加者17名	参加者から概ね高い満足度が得られた（アンケート結果より）	A	A	A	アンケート結果や統計データにより、市民のニーズを予測・把握して講演会や講座等を企画・開催する。
2	地域や職場における男女共同参画についての学習機会の提供	地域や職場における男女共同参画研修会の開催を支援し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対し補助金を交付し、研修会等の開催に支援を行った。 ・補助金交付団体数：5団体（R1年度：12団体）	補助金制度の広報に努めたが、新型コロナウイルスの影響で自治会活動が制限され交付団体数が減少した。	C	B	C	引き続き補助金制度や講師派遣制度の周知を図る。

▲推進項目④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	自治会における男女共同参画の取組支援	自治会男女共同参画推進員研修会の内容の充実を図るとともに、活動事例の紹介や情報提供を行います。	人権啓発センター	推進員の役割や地域での推進方法、男女共同参画の基本的な知識を学ぶ全男女共同参画推進員向けの説明会は、新型コロナウイルスの影響で中止。代わりに「地域活動における男女共同参画」をテーマとした少人数の基礎講座を開催した。 ・男女共同参画基礎講座「地域活動編」（8/6）27名 ・男女共同参画推進員設置自治会279自治会、設置率93.3%、383人（R1年度：282自治会、設置率94.3%、397人） ・男女共同参画に関する取組を行った自治会数19自治会、実施率6.4%（R1年度：56自治会、実施率17.4%）	設置率は引き続き高水準となったが、新型コロナウイルスの影響で男女共同参画に関する取組を行った自治会は減少した。	C	C	C	男女共同参画に関する取組の実施率は、新型コロナウイルスの影響で減少した。  「地域で男女共同参画をどのように進めてよいかわからない」という悩みが寄せられていることから、引き続き推進員の役割の説明、取組事例の紹介、学習機会の提供を行う。  学習ツールとして男女共同参画をテーマとしたDVDを購入し貸出を行う。  地域活動を支援するメニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し推進員との連携を図る。
		自治会が取り組む男女共同参画の啓発、学習、活動に対して、補助金を交付するとともに、講師の紹介や学習資料を提供します。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対して補助金を交付した。 ・補助金交付団体数：5団体（R1年度：12団体）	補助金利用マニュアルやQ&Aを配布し制度の周知に努めたが、新型コロナウイルスの影響で男女共同参画に関する活動を行った団体は減少した。	C	C	C	地域等における活動が十分進んでいるとは言えない。（理由：進め方がわからない、日程確保が難しい、参加者が少ない等。）地域活動を支援するメニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し推進員との連携を図る。
		市民活動課（R2より業務集約）	・住民人権学習会を開催した170自治会のうち、男女共同参画をテーマとして実施したのは、4自治会で、約2.3%の実施率であった。 ・住民人権学習会への女性の参加数は、男性の半数以下であった。参加者数4,870人のうち、男性2,651人、女性1,200人、不明1,019人	新型コロナウイルス感染症対策のため、学習会を実施した自治会が昨年度より減少している。	柏原支所 B 水上支所 B 青垣支所 D 春日支所 B 山南支所 C 市島支所 C	C	C	・市が提示したテーマに基づき、人権学習会が開催される傾向にあるため、男女共同参画に関する学習の情報提供が必要である。 ・人権学習会の女性参加率が低い現状にある。女性の参加率を上げるためには、自治会に対し、学習会開催にあたって女性の参画を働きかける必要がある。	

■基本方針(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

▲推進項目① 男女共同参画に関する教育の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	道徳教育・人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	「特別の教科 道徳」の時間に、兵庫版道徳副読本を小学校22校(51教材)中学校7校(19教材)で活用し、お互いを認め合い、一人一人の個性を尊重する気持ちを養う教育を推進した。	教材を通して、男女関係なく相手の立場に立って考え、お互いを認め合うことの大切さについて考える機会となった。	B	B	B	男女の違いに関わらず、お互いに協力し、助け合い、ともに伸びていこうとする態度を育成することが大切である。生活している中で、男女の平等について敏感に感じ取れる感性を養い、男女共同参画の視点に立った授業づくりが必要である。
2	男女共同参画の視点に立った学校運営	性別にかかわらず、幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課	管理職登用促進のスクールリーダー研修会を、年間3回実施した。 R3年度登用管理職選考試験受験者に占める女性の割合：17.4%(R2年度登用試験：18.2%) 次期管理職をめざす主幹教諭選考試験受験者の女性率が上昇した。 R3年度登用試験：47.0%(R2年度登用：0%)	R2年度において、女性管理職の数は増加していない。 次期管理職を目指す主幹教諭の女性受験者が増加した。	A	B	B	兵庫県内において女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加している。しかしながら、丹波市における女性管理職の割合に目立った増加はない。今後は、管理職の前段階としての主幹教諭受験者の育成に向けても一層推進していく。

▲推進項目② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	道徳、トライやる・ウィーク、進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたいキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィークは、コロナ禍のため1日のみの活動となり、例年のように、生徒自身で体験活動を行う事業所を自由に選択することができなかった。 進路選択にあたっては、オープンハイスクールが実施されない状況であったが、生徒自身で高校のHP等から発信される情報を収集することができた。	トライやる・ウィークでは、コロナ禍による制限がある中で、与えられた役割を果たそうとする姿が見られた。 自らの適性を考えHP等からの情報を取捨選択し、進路選択をすることができた。	B	B	B	トライやる・ウィーク、進路選択において自らの適性を考え、個性と能力に応じた選択が可能となるようにする。また、豊富な情報から自ら取捨選択できるように事前指導の充実を図る。

▲推進項目③ 教職員に対する研修の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	教職員研修等の充実	共生社会の実現に向けて、人権課題をテーマにした研修を行い、指導に役立つ知見を得る機会とします。また、教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	コロナ禍ではあったが、同和問題を柱とした研修会を実施したところ、教職3年以内の教職員を中心に57名の参加があった。 教職員の働き方改革に伴う見直しについては、各校で行事や事業の実施について検討し、男女を問わず、それぞれの視点から意見集約を行い、行事・事業の精選に繋がった。	人権に伴う研修の参加者の88%が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた。」と回答した。 行事・事業の見直しでは、中学校の中間テストや家庭訪問等の見直しが行われた。	B	B	B	若手教職員を対象とする同和問題を柱とした人権研修会を今後も継続して実施する。その中で、教職員が自信を持って指導できる知見が身に付けられるよう研修内容や方法を工夫する。 教職員の働き方改革については、すべての教職員の視点に立った改善が図られるようにする。

■基本方針(3) 推進体制の整備

▲推進項目① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	男女共同参画を推進するための条例の制定	男女共同参画社会づくりの推進に向けた市の姿勢を示し、市民、事業者、団体、行政の協働による男女共同参画を推進するための条例を制定します。	人権啓発センター	平成31年4月1日に施行した丹波市男女共同参画推進条例のリーフレットをコモレ丹波の森の男女共同参画情報コーナーに配架した。	条例内容を紹介するリーフレットにより周知した。	A	A	A	引き続き、あらゆる機会を通じ本条例について広く周知を図る。
2	男女共同参画を推進する庁内推進体制の整備	丹波市男女共同参画推進本部会議を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組めます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。	人権啓発センター	第3次計画に基づくR1年度各施策の進捗状況及び自己評価について、丹波市男女共同参画推進本部会議において検証し「R1年度年次報告書」としてとりまとめ、その内容を丹波市男女共同参画審議会へ報告・意見聴取し、公表した。	条例に基づき施策の実施状況をとりまとめた年次報告書を作成し、公表した。	B	A	A	引き続き、施策の実施状況を調査・検証し、また審議会から意見聴取を行い、次年度へ繋げていく。

▲推進項目② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	男女共同参画を推進する拠点施設の整備と利用促進	男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる男女共同参画センター(仮称)を整備し、相談や情報提供、交流などにより、男女共同参画の具体的な取組を進めます。	人権啓発センター	R1年10月に男女共同参画社会を実現するための活動拠点として、男女共同参画センターを開設した。  男女共同参画センター来館者数 543名 市民プラザ全体の来館者数 9,099名 [R1年度(10月～3月)] 男女共同参画センター来館者数383名 市民プラザ全体の来館者数 7,792名]	新型コロナウイルスの影響により、施設の閉鎖や利用制限があり来館者数は伸びなかったが、相談業務や少人数やオンラインによるの講座など感染症対策を講じた上で、利用促進を図った。	A	A	A	引き続きセンターの役割や機能について積極的に情報発信するとともに、アンケートや統計データ、インタビュー等により市民や事業者等のニーズを予測・把握し、企画の「意図」「目的」を明確にしたセンター事業に取り組み、利用促進を図る。

## 施策の実施状況

### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

#### ■基本方針(1) 働く場における男女共同参画の推進

#### ▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	入札参加資格者審査における「男女共同参画」加点制度の導入検討	建設工事入札参加資格者審査の主観数値に係る項目に「男女共同参画の推進」を設け、男女共同参画を進める事業所を支援します。	入札検査室	「丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格付要領」において、「男女共同参画社会づくり制度」の規定を設けている。	R3～4年度の競争入札参加資格申請において、男女共同参画を進める事業所に主観点数の加点を行うことにより、取り組みへの推進を図った。	B	B	B	今後の申請手続きにおいても、制度の周知徹底を行い、「男女共同参画の推進」を図る。
3	女性の職業生活における活躍支援	女性の職業生活における活躍の推進に関する協定締結事業所が行う販売促進、事業規模拡大、従業員の福利厚生に寄与する設備投資に係る経費の一部を補助します。	新産業創造課	R2年度において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する協定」を市と締結した事業所は、2社であった。	R2年度末における協定事業所は、累計52社となっており毎年増加している。	B	B	B	職場における女性活躍の推進の視点は重要であり、今後も引き続き制度の周知に努め意識啓発に取り組む。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。	新産業創造課	R2年度は、4社の制度活用があった。	僅かながらも制度を活用する事業所が増加している。	C	C	C	今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。
		女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習をはじめ、従業員の技術、能力の向上を図ります。また、メンタルヘルス研修会やモチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	新産業創造課	市内事業所における従業員の雇用安定に向けた支援において以下のとおり活用があった。 女性従業員対象教育訓練受講者数：65人 従業員対象教育訓練受講者数：341人 社内研修：8事業所	人材確保が困難になってきている現在、従業員のスキルアップやモチベーションの維持は重要であり、有効に活用されている。	A	A	A	引き続き市内事業所の人材確保、育成の一環として同制度の活用促進を図る。

▲推進項目② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	女性が働きやすい環境づくりの推進	農林業や商工業等の自営業に携わる女性はその能力を発揮することができるよう、働きやすい環境づくりを支援します。	人権啓発センター	<p>起業や継続雇用など働き方について相談する「チャレンジ相談」を開催した。 (12/1、3/10) 参加者各2名(定員各3名)</p> <p>市内で活躍する先輩女性から直接お話しを聞き、自分らしい人生やキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回開催した。 (7/4) 参加者7名(定員10名) (10/17) 参加者4名(定員10名) (12/12) 参加者10名(定員25名)</p>	アンケート結果から高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供できた。	D	B	A	「チャレンジ相談」「たんばの女性☆応援カフェ」の実施などにより引き続き支援を図る。
2	女性農業者等の活動支援	丹波市農村女性組織連絡会等と連携し、若手女性農業者や新規就農者に対する情報交換会等を行い、経営への参画促進や女性農業者の育成など女性農業者の活躍を支援します。	農業振興課	<p>女性農業者を繋ぐ組織「丹波 根っこの会」の定例会や研修会の活動を通して会員相互の交流やスキルアップに取り組んだ。</p> <p>・活動内容 SNSを活用した会員同士の情報交換 食品ラベル等講習会やアスパラガス栽培講習会の実施</p>	コロナウイルス感染症の影響を受け活動の縮小を余儀なくされたが、会員相互の繋がりを広げながら活動の定着に向けた取組を進めた。	B	A	A	組織が安定的に活動できるように支援し、「丹波 根っこの会」の活動を通して、「農」をキーワードに分野の枠にとらわれないことなく、多様な女性農業者の育成を図り、農業を次世代に繋ぐ取組を推進する。

■基本方針(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

▲推進項目① 審議会等委員への女性の積極的登用

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	審議会等委員への女性登用の促進	審議会等の委員への女性登用を積極的に推進するとともに、女性委員のいない審議会等を解消し、2022年度までに女性委員の登用率を35%にします。	人権啓発センター	<p>「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき女性の登用を推進した。 登用率：H30 24.9% R1 25.7% R2 27.0%</p> <p>女性委員のいない審議会等 H30 17機関(全体74機関) R1 20機関(全体88機関) R2 20機関(全体84機関)</p>	委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、制度資料を全庁送付した。登用率は1.3%上昇した。	B	B	B	引き続き、全庁的に目標値および女性委員の登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、女性委員のいない審議会の解消と、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
2	農業委員会委員への女性登用の促進	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農業振興課	農業委員会の委員改選時に女性農業者団体に応募の働きかけを行ったが、今期は農業委員の任命に係る女性委員の登用は1名となった。	特記事項なし	D	C	C	女性農業者組織の支援を通じて、農業委員会の役割や女性農業委員の活動を紹介し、次期農業委員会の改選に向け、参加意欲を高めていく
			農業委員会事務局	農業委員会委員の募集時に、女性からの応募についてPRを行ったが、積極的な応募が無かった。	なし	D	D	D	各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募の少ない主な要因と考える。次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRする。

▲推進項目② 市役所管理職への女性職員の登用促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮し、管理職昇任試験への積極的なチャレンジを促し、2022年度までに女性管理職の登用率15.3%を目指します。また、昇任への不安を払拭するため、昇任した管理職への指導、助言体制を確立します。	職員課	女性管理職登用率 目標12.8%/実績13.0%(+0.2%) 女性監督職登用率 目標13.9%/実績11.7%(▲2.2%) PC画面ロックシステムの導入による深夜勤務の制限やノー残業デーの推奨。また、年休の取得推奨によりワーク・ライフ・バランスの促進を図るなど、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。	女性管理職の目標登用率は達成した。	C	B	B	選考昇任も含め、管理監督職昇任試験のあり方を検討する。 引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図っていく。
2	女性職員の能力発揮と意識向上への支援	女性リーダー研修等への派遣や「たんば職員チャレンジ・プログラム」等の実施により、女性の能力発揮と意識向上を促進します。	職員課	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を優先するため、研修等の開催を中止したため、取組を実施していない。	-	B	B	D	引き続き女性活躍推進に向けて意識啓発と実践の機会となる研修への派遣や講座を開催する。

▲推進項目③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	関係団体と連携した啓発の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画に関する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。

■基本方針(3) 女性の能力発揮に対する支援

▲推進項目① 継続就業・再就業・起業に対する支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。【再掲】	新産業創造課	R2年度は、4社の制度活用があった。	僅かながらも制度を活用する事業所が増加している。	C	C	C	今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。
2	女性の就業に関する学習機会の提供	女性の就業支援のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、継続就業、再就業、起業等に必要な知識や技能を修得するためのセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を2回実施、「働き方セミナー」を1回実施した。(いずれも兵庫県男女共同参画センターと連携) ・チャレンジ相談(12/1)(3/10) 参加者各2名(定員各3名) ・働き方セミナー(8/22) 参加者5名(定員8名)	アンケート結果から高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供できた。	A	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
3	福祉分野における女性有資格者の活躍支援	出産、子育て、介護等家庭の事情により離職中の女性有資格者を応援するため、女性有資格者福祉人材バンクが就職支援を行います。また、女性有資格者福祉人材バンクを通じて就職が決定した時に、就労準備のため費用を補助します。	社会福祉課	就職面接会(社会福祉法人就職フェア)において制度の周知を行うとともに、人材バンクへの登録を推進した。 ・就職面接会への参加回数 1回 ・就労準備補助金支給 3名(保育2名、介護1名)	就職面接会の場において、直接、制度の説明を行うことが女性有資格者の支援につながっている。	B	A	B	今後も様々な機会を利用しながら、潜在的な女性有資格者への更なる制度の周知に取り組む。
4	就職を希望する女性への情報提供と就業支援	丹(まごころ)ワークサポートたんばにおいて、あらゆる就職希望者に対し相談やセミナー、情報提供など、ワンストップサービスで支援します。	新産業創造課	平成30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターに出向き、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を9回(各地域)実施した。	30~40代の女性31名の利用があった。	A	A	A	子育て学習センターを利用しながら復職に向けた相談ができることから利用しやすい場になっている。しかし、子育て学習センターを利用しない市民もいるため、認定こども園でハローワーキングが開催できないか検討する。
5	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する女性に対して、店舗改装や設備等の初期投資費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「たんばチャレンジカフェ」において、起業や第二創業に向けたセミナーの開催、専門家による相談、アドバイスの実施や起業後のフォローアップを行います。	新産業創造課	Bizステーションたんばを活用した起業家14件のうち新規起業家支援事業を活用した起業家:3件 Bizステーションたんば相談件数:延べ628件	市内で起業をめざす者にとって、有用な機能になっている。	A	A	A	引き続き市内で起業をめざす者へのフォローアップ体制を強化し取組を進める。

▲推進項目② 女性リーダーの育成

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	女性リーダー育成のための学習機会の充実	女性リーダー育成のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、セミナーの開催やロールモデルの紹介など学習機会を提供し、女性リーダーの育成に取り組みます。	人権啓発センター	市内で活躍する先輩女性から直接お話しを聞き、自分らしい人生やキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回開催した。 (7/4) 参加者 7名 (定員10名) (10/17) 参加者 4名 (定員10名) (12/12) 参加者10名 (定員25名)	親近感が持てる身近なロールモデルとの交流により「自分のキャリアについて考える事ができた」等の感想が多くあり、満足度の高い内容となった。	C	B	B	引き続き、女性の意識改革やエンパワメントにつながる講座等の実施方法を検討し、さまざまな分野で活躍できる人材の育成につなげる。
			市民活動課	女性リーダー育成に関する事業は実施していない。	特記事項なし	A	D	D	男女共同参画センターと連携し、今後の事業展開を検討する。
2	女性の人材情報の収集と提供	様々な分野で活躍している女性の情報を収集し、女性人材バンクの整備を進めます。	人権啓発センター	活動団体や人材の情報収集に努め、センターだよりで活動情報を広報したり「たんばの女性☆応援カフェ」のゲストスピーカーとして講演を依頼した。	女性の人材バンク整備については、整備できていない。	D	C	C	引き続き人材の情報収集に努め、情報発信に勤める。女性人材バンクについては他自治体の制度内容について調査する。

▲推進項目③ 女性のネットワークづくりへの支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	女性のネットワークづくりの推進	様々な分野で活躍している女性や女性団体、グループのネットワークづくりの機会となるフォーラム等を開催します。	人権啓発センター	交流やネットワークづくりの場として、市内で活躍する先輩女性から直接お話しを聞き、自分らしい人生やキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回開催した。 (7/4) 参加者 7名 (定員10名) (10/17) 参加者 4名 (定員10名) (12/12) 参加者10名 (定員25名)	活躍分野を超えた交流や、ネットワークづくりの場を提供できた。継続して開催したことで、参加者同士のネットワークが継続されている。	B	B	B	引き続き、多様な活動分野や横のつながりを持つことができるネットワークづくりの機会を提供する。

■基本方針(4) 地域活動等における男女共同参画の推進

▲推進項目① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	自治会・自治協議会等における女性役員の登用推進	自治会長会等に対して、女性登用に向けた働きかけと情報提供を行います。	人権啓発センター	「男女共同参画センターだより」において市内の取組事例（崇広地区）を紹介した。	市内自治協が取り組んでおられる取組や体制について、情報提供することができた。	B	B	B	引き続き学習会等の機会を提供し、女性役員登用に向け働きかける。
			市民活動課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「これからの自治協議会と地域づくりを考える会」を開催した。参加者数：100名</li> <li>女性役員の登用実績 自治会（299）の内、女性役員 会長 1名、副会長25名</li> <li>自治協議会は、組織体系が異なる（理事制、部会制等）ことから数値化せず</li> </ul>	自治会長会等に対して、女性登用に向けた働きかけと情報提供を行った。	B	B	B	自治会については、戸主＝男性のイメージが強く、女性が意見を言う場が少ない。自治協議会では、女性の推進員が活躍しているところや、個人、組織での女性の活躍もあり、女性の視点から意見を言えるところもある。今後は、話し合いの場づくりなどの支援を通じて、女性や若者が参画しやすい組織や仕組みについて取り組む必要がある。

▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	多文化共生社会の実現促進	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、在住外国人が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター	<p>言語の障壁等で生活等に支障をきたしている市内在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳を行い、生活支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者8名</li> </ul> <p>また、日常生活における悩みについて通訳者つきで相談することができる「外国人のためのなんでも相談会」を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者2名</li> </ul>	外国人にとって安心して暮らすための支援を行った。	A	B	B	引き続き丹波市国際交流協会との協働により、在住外国人支援や国際理解、多文化共生を進めていく。
2	市民活動への参画促進	地域の課題解決に向けた取組や地域の活性化につながる取組に対する相談会を開催します。	市民活動課	<p>相談会は開催せず、青垣地域を中心にそれぞれの地域が持つ課題を個別に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり委員会（会議支援）</li> <li>支えあい推進会議（住民アンケート企画支援、ワークショップ支援）</li> <li>オンライン会議</li> </ul>	個別に支援を行い、自ら地域課題解決に向けた取組を行う地域が増えつつある。	B	B	B	市民活動支援センターと男女共同参画センターの設置に伴い、市民の多様性を大切にしながら専門的な相談にも対応できている。今後も引き続き連携した取組を行う。
3	市民活動の拠点となる施設の設置と利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の拠点となる市民活動支援センター（仮称）を開設し、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課	<p>基本計画に基づき、市民活動支援センター、男女共同参画センター、氷上子育て学習センターが併設された複合施設として丹波市市民プラザがR1年10月にオープンした。</p> <p>活動支援や運営は専門性が求められることから業務委託とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R2年間来館者数 9,099人</li> <li>R2年間相談件数 1,195件</li> </ul>	各種相談、セミナー、パブコメミーティング等を開催することで、市民参画や市民活動に係る様々な情報を発信した。	A	A	A	自主的・主体的な市民活動を活性化させるため、より専門的なノウハウや技術を有した事業者に業務を委託し、幅広い相談等に対応し市民が利用しやすい施設とする。

(▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 2 年度		H30	R 1	R 2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
4	誰もが集う身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治公民館等整備事業補助実績 4件（新築1件、改修3件、グラウンド新設1件）</li> <li>地域づくり活動拠点施設整備事業補助実績 1件</li> <li>バリアフリー対応のトイレ新設設置（1自治会）</li> <li>自治公民館等整備事業補助に関する第4期整備計画調査を実施</li> <li>地域づくり活動拠点施設整備事業補助金にかかる自治協議会自己負担分への地域づくり交付金充当を可能とした。</li> </ul>	新築整備、大規模な修繕に係る補助をおこない、自治会や自治協議会の活動の活性化や生涯学習の振興を支援した。	B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治公民館等整備事業補助金においては、補助率が低いことや、工事金額が100万円以上ということなど、実態に応じた内容とする検討が必要である。</li> <li>自治協議会の拠点施設は、行政財産の払い下げなど古い建物が多いことから、市が調査費用を持つ形で調査を行うこととし、費用対効果のある補助支援を目指す。</li> </ul>
5	高齢者の自立、生きがいの推進	いきいき百歳体操の推進、いきいき百歳体操サポーターポイント制度の実施、また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、掃除、調理、買物などの生活援助を行う有償ボランティア（くらし応援隊）を養成します。生活支援の担い手を増やすとともに、高齢者自身の介護予防を図ります。また、地域社会への貢献を通じて、高齢者自身の役割、生きがいを推進します。	介護保険課	<p>&lt;いきいき百歳体操サポーター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R 2年度いき百サポーター養成講座（4回コース）受講者26名。うち登録サポーターとして活動している人は12名。全体の登録サポーター69名。うちサポーターポイント申請者48名。</li> <li>いき百は168団体で実施した。</li> </ul> <p>&lt;くらし応援隊&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養成講座2コース（4回シリーズ）開催。受講者22名、うち登録者5名。R 3年3月時点の全登録者は46名。活動回数847件。</li> <li>利用者の増加も課題であったが、自己負担利用料補助開始及び、介護支援専門員に調整手順の確認を行った結果、利用者数が前年同月比で6人増加した。</li> </ul>	いきいき百歳体操はコロナ禍においてR 2年度開始団体が大きく減少したもののほとんどの団体で継続実施しており、サポーターの活躍の場となっている。また、くらし応援隊については、人数の増加がみられないものの、継続して地域で互助に取り組む方も一定数あり、社会参加、地域での活躍につながっている。	B	B	B	<p>いきいき百歳体操実施団体はR 2年度においても地域に広がりを見せた。いきいき百歳体操の取組は参加者の介護予防とともに、欠席者及び参加しない人への気づきにもなっている。そこに参加者やサポーターが声かけ、見守りをされるケースも出てきており、このような地域づくりが市全体に広がっていくことが望まれる。サポーター及び代表者へ交流会などで、好事例を発信していく。</p> <p>またさらに、くらし応援隊の養成を進めるとともに、活躍する場を増やしていくことも必要である。登録人数の少ない地域においては、地域及び圏域を越えた調整を図っていく。また、専門職だけでなく地域全体で高齢者を支えることが、高齢者の生きがいをづくり、地域づくりになることをさらに周知する必要がある。</p>

施策の実施状況

基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

■基本方針(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた意識改革

▲推進項目① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信した。 ワーク・ライフ・バランスが上手に取れていると思う市民の割合「市民意識アンケート」より49.5%(R1年度:48.1%) 子育てと仕事の両立を応援するセミナーを3回開催した。 (11/7)参加者12名(定員20名) (12/12)参加者10名(定員25名) (2/6)参加者8名(定員20名)	「ワーク・ライフ・バランスが上手に取れていると思う市民の割合」は高くなっており、意識の高まりや取組が進みつつある。	D	B	A	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	事業主及び労働者への普及啓発	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進による効果について理解を促し、取り組む事業所の拡大に努めます。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	B	B	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	男性の家事、育児、介護への参画促進のための学習機会の提供	あらゆる世代の男性を対象に、家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や育児、介護に関する学習の機会や情報を提供します。	人権啓発センター	男女共同参画講演会（10/22） 「男性が介護ということ-男女共同参画の視点から-」というテーマで講演を行った。 参加者 72名（定員45名）	参加者から概ね高い満足度が得られた（アンケート結果より）	A	A	A	男女共同参画は、男性にとっても重要なもの（男性がより暮らしやすくなるもの）という視点をふまえ、男性の暮らし方・意識改革につながる学習の機会や情報を提供する。
			介護保険課	男女共同参画講演会（10/22） 「男性が介護ということ-男女共同参画の視点から-」のチラシを配布した。	介護に関する学習の情報を提供できた。	C	D	C	男性も介護に参加していくことの必要性を理解してもらえるようにする。
			子育て支援課	子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座や研修を数回実施した。（男性に限定した講座等は実施していない。） 女性の参加が大半ではあるが、男性が参加しやすいように内容の工夫を行うことで男性の参加も見受けられるようになってきた。 子育てグループも男性（父親）構成員や男性を中心としたグループが増えた。	男性の参加は少ないが、参加者の育児・子育ての意識を高めることができた。各家庭の子育てへの関わり方について交流する機会を提供できた。	B	B	B	子育ては母親のみで行うのではなく、家族全体、社会全体で子どもを見守り、育てていくという意識の醸成が必要である。男性（父親）のみを対象とした講座の実施もできるよう、開催回数や曜日等を検討し、男性（父親）が参加しやすい環境づくりに努める。
2	男性の家事、育児、介護への参画促進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページなどを活用して、男性の家事や育児、介護への参画促進を図ります。	人権啓発センター	図書・情報コーナーに男性の家事、育児、介護等について考える蔵書を備えた。 男女共同参画講演会（10/22） 「男性が介護ということ-男女共同参画の視点から-」というテーマで講演を行った。	情報提供を行った。	D	B	A	引き続き、ウェブサイトやセンターだより等を活用し情報提供に努め、取組を進める。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、「ノー残業デー」の実施徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課	積極的な年休取得や夏季休暇の取得、ノー残業デーの推奨により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方に対する意識改革を図った。 また、テレワーク導入に向けて、関係課と協議を実施し、R3年度の試行運用を目指すこととした。	男性職員育児休業取得率 1.92% 女性職員育児休業取得率 100% 職員一人あたりの時間外勤務実績（月10.4h）対前年▲0.14h	B	B	B	引き続き「ノー残業デー」の実施徹底と育児休業の取得しやすい職場環境づくりに向けた意識啓発と実践の機会となる研修等を開催する。

■基本方針(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進

▲推進項目① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	育児・介護休業制度の導入促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信した。	市民向け・雇用者向けの啓発は行うことができた。	D	D	C	事業者向けの啓発は行っていないため、事業者向け講座の開催を、関連機関との連携もしながら検討する。
			新産業創造課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	働きやすい職場づくりに取り組む企業の誘致	育児・介護休業制度の整備等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の立地の促進に向けた取組を進めます。	新産業創造課	新規企業立地に向けた誘致活動において、女性活躍推進に対する支援制度を紹介した。	特に成果はなかった。	C	C	C	引き続き、各支援制度紹介を意識し企業誘致活動に努める。

▲推進項目② 多様な働き方に対する支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	多様な働き方に関する学習機会の提供	子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を2回実施、「働き方セミナー」を1回実施した。(いずれも兵庫県男女共同参画センターと連携) ・チャレンジ相談(12/1)(3/10) 参加者各2名(定員各3名) ・働き方セミナー(8/22) 参加者5名(定員8名)	アンケート結果から高い満足度が得られた。起業や再就職、就業継続を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供することができた。	A	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
2	多様で柔軟な働き方が選択できる制度の普及	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組を紹介するなど情報提供を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイト、国・県からの情報や新聞記事による時事情報などを随時提供した。	少しずつではあるが、情報提供を進めることができた。	D	C	C	市内事業所の取組について、情報収集を進める。

▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	子育てに係る経済的負担の軽減	児童を養育している家庭への生活安定の寄与と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するために児童手当を支給します。	自立支援課	中学校卒業までの児童を養育している方への支援（所得制限あり） 定時払：6月、10月、2月 随時払：転出等 支給対象延児童数：83,561名 支給総額：937,165千円	支給対象者への経済的支援を行うことができた。	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		国の示す保育料基準額から、低所得者に軽減を厚くし、全体で5割軽減を実施します。さらに、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持世帯、多子世帯等の軽減を実施します。	子育て支援課	R1年10月から3歳児以上の保育料無償化開始に伴い、5割近くの軽減が、3歳児未満児の保育料軽減額としては、国の示す保育料基準額から概ね3割軽減は実施した。 軽減額 61,269,620円 30.8%軽減  兵庫県の実施する多子世帯等の保育料軽減事業を実施。140世帯 9,996,000円補助。  新たに低所得者世帯への、保育費用負担の軽減制度を創設した。 2,500円上限/月*12か月*1世帯=30,000円補助	更なる子育て支援世帯への負担軽減が図れるよう、制度の拡充を図る。	A	A	A	保育料については、3割軽減は継続して実施する。 また、R2年度から実施した実費徴収に係る費用の負担を、生活保護世帯のみとしていたが、R3年度からは、低所得者世帯にも対象者を拡充し、ひとり親世帯や低所得者世帯への負担軽減の充実を図る。 1か月2,500円（上限）×12か月×対象世帯数180世帯を予定。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	・第7期計画(H30～R2年度)では、居宅サービス及び地域密着型サービスで各1事業所を整備した。施設サービスは定員の充足状況や保険財政を考慮して行っていない。 ・既存のサービス基盤では対応できない訪問介護及び看護の定期巡回サービスに取り組む事業所への財政支援により、受給者の在宅支援を行っている。	・基盤整備により、より充実した介護保険サービスの提供が実現した。 ・サービス提供事業所への財政支援を通して1日に複数回の訪問サービス提供が必要な受給者(10人程度)に対して、安定したサービス提供につながっている。	B	A	A	・定期巡回サービスに係る補助金交付がR3年度に終了することから、事業所が引き続き安定的なサービスが提供できるよう注視する必要がある。 ・介護保険事業サービス基盤の整備は、第8期計画(R3～R5年度)では予定していないが、サービス提供と利用の実態を定期的に把握し、第9期計画に備えていく。
3	多様な保育サービスの充実	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課	各園において、延長保育・一時保育・病児対応型病児保育・特別支援が必要な児童への加配保育の充実等、実施した。  延長保育(短時間) 10園 771人利用 延長保育(標準時間) 8園実施 一時預かり保育(一般型) 11園 206人利用 一時預かり保育(幼稚園型I) 13園実施 1177人利用 一時預かり保育(余裕活用型) 2園実施 31人利用 病児対応型認定こども園 10園 6,894人利用 特別支援が必要な園児 111人(加配保育士数59人)	緊急事態宣言を受けて、登園自粛等もあったが、利用者は減少したが、感染予防を徹底し、保育サービスの充実が図れた。	A	A	A	病児対応型認定こども園の13園全園実施に向け、未実施園と協議する。 また、特別な支援が必要な園児が増加している現状から、障がい児保育に対する補助の在り方を関係課連携しながら、継続して協議する必要がある。
		保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、アフタースクール事業を実施します。	子育て支援課	市内23か所において平日は13時～18時、長期休業中は8時から18時まで開設した。 また、延長保育として最長19時まで、長期休業中は7時30分から20時までの間も開設した。 ・登録児童数 1,017名 ・延利用者数 144,598名	登録児童数は増加傾向にあり、昨年度に比べ若干増加した。 新型コロナウイルス感染症対策のため利用学年を低学年に限定したため、延利用者数は減少した。	A	A	A	アレルギー疾患がある等の、特別な支援を要する児童の対応や、いじめ防止対応等のため、指導員の専門的な知識を高める研修や人材育成が必要であるため、放課後児童支援員認定資格の資格認定等について積極的に受講を促す、また研修の機会を提供する等、指導員の資質向上を図る。

(▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実)の続き

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
(3)	(多様な保育サービスの充実)	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためにファミリー・サポートセンター事業を実施します。	子育て支援課	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者等を会員とし、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者の、相互援助活動を支援した。 ・依頼会員152名 ・協力会員104名 ・両方会員 30名	ファミリー・サポートセンター事業を実施した。	A	A	A	事業の認知度が低いことが課題であるため、アフタースクールの入所承諾通知にパンフレットを同封するなど、事業周知に努め会員数の増加に努める。
		児童を養育している家庭の保護者が疾病などの事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護します。	自立支援課	子育て家庭ショートステイ事業 利用者：2歳以上児3名14日間 緊急一時保護の母親1名14日間 事業費：252千円	一時的に養育が困難な保護者に対して、養育の負担を軽減できた。	A	A	A	委託先である児童養護施設等の入所定員数により緊急時の受け入れが困難になってきている。セーフティネットとして事業を継続し、定員の増加等に向けて施設と協議を行っている。
		保護者の仕事と子育ての両立に向けた多様で柔軟な保育サービスの実施に対する支援について、調査・研究を行います。	子育て支援課	保護者の仕事と子育ての両立及び、一層の保育サービスの充実を図るため、病児保育の充実に向け、保護者アンケートを実施した。 8月4日～21日の21日間、市のホームページにアクセスする方法により、実施。 対象者：小学校・認定こども園等、未就学の児童を持つ保護者を対象。458件の回答。  病児保育の実施を望む保護者の割合 就学前の子どもを持つ保護者 73.5% 低学年の児童を持つ保護者 73.9% 高学年の児童を持つ保護者 65.6%	アンケートを実施し、調査・研究を行った。	A	A	A	法人等と病児保育が実施できるよう法人との協議会を開催し、事業の進捗を図る。また、地元企業を含めた子育てしやすい環境整備に取り組む。
4	子育てに係る情報提供と相談機能の充実	地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、教育・保育事業、地域子育て支援事業に関する情報提供や相談業務などの利用者支援事業を実施します。	子育て支援課	市内6センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施し、延べ31,880人の来館があった。 ・自由来館者数 27,444人 ・イベント来館者数 3,592人 ・相談件数 844件	新型コロナウイルス感染症対策のため、利用者数は大幅に減少したが、様々な育児支援を行った。情報提供や相談業務などの利用者支援事業も実施した。	A	A	A	地域の身近な子育て支援拠点として、子育てに関する学習や子育てに関する情報提供、親の主体的な「学び」「育ち」の場を提供するとともに、情報集約を図りより多くの子育て支援関係機関との連携を図る。

施策の実施状況

基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

■基本方針(1) あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① DV対策の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	DVに関する正しい知識の普及啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等において、DVに関する正しい理解を進める広報・啓発を行います。	人権啓発センター	女性に対する暴力をなくす運動推進期間(11/12-25)にパープルリボン運動(11/4~12/25)を実施した。  ・パープルリボンツリー等の設置 ・パープルリボンの配布 ・市の公共施設の女性トイレに「DV相談ナビ」カードを設置 ・パープルライトアップ(丹波ゆめタウン)  ・FMラジオの人権啓発番組内で同運動に関する内容を放送 ・図書企画展示 ・講座の開催(11/28)	女性に対する暴力防止について周知する等、意識啓発を図ることができた。特に、コロナ禍によるDV被害増加が懸念される中、チラシ作成やセンターだよりで啓発を行った。	B	A	A	R2年4月に開設された配偶者暴力相談支援センターと相互に連携・協力し、広報・啓発に取り組む。
2	丹波市DV対策基本計画の推進	「丹波市DV対策基本計画」の推進にあたり、庁内の関係課が連携し各種施策に取り組むとともに、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力して推進します。	配偶者暴力相談支援センター	DV基本計画推進委員会 年1回(1月)DV対策のための庁内連携会議を年1回(11月)開催した。 出席職員数:11月 26人	庁内連携会議にて、DV対策基本計画の推進について説明を行うとともに、DV被害者支援に対する知識を深めることができた。 DV基本計画推進委員会(外部委員)からの意見を受け、各種施策に取り組むことができた。	A	A	A	DV被害者支援のための庁内連携会議を開催し、計画の進捗状況を把握する。また、DV計画推進委員会を開催し、外部委員による意見を参考にDV計画を推進する。
3	DVに関する相談窓口体制の強化	DV被害者の相談窓口として、迅速に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて調整を進めます。	配偶者暴力相談支援センター	R2年4月から配偶者暴力相談支援センターを開設し、6月からは婦人相談員も配置し、相談に応じた。	R2年4月から配偶者暴力相談支援センターを開設した。	B	A	A	配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口であることを周知する。また、専門職員の資質向上を目指す。
		DV被害者からの相談を含め、警察等と連携し、被害者の安全確保を第一に一時保護等適切な支援を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター	相談件数 24件(うち、警察との連携9件) 一時保護件数 2件	相談を受けた中で、生命に危険があったものについては、警察との連携のもと安全を第一に考え、緊急対応措置を取った。	A	A	A	DV被害者の安全を確保するため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。

(▲推進項目① DV対策の推進)の続き

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
4	学校におけるDV防止の啓発	思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校2校、高校1校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発を行った。	生徒の感想では、デートDVについて理解が深まった等の意見がみられた。	B	B	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、授業自体の中止や、実施しても時間短縮を希望された。コロナ禍における啓発について、学校と連携し授業内容の精査も必要と考える。
		中学生を対象にデートDVについて理解を深める授業を行います。	学校教育課	全中学校において、社会科公民分野でデートDVについて触れている。デートDVについての学習を講演会及びホームルーム、社会科や体育等の授業時間に取り組んだ学校(7校中5校)新型コロナウイルス関連による講演会の中止や活動を自粛した学校(7校中2校)	デートDVについて全中学校で取り組んでいる。具体的に学習を進めることができた学校もあるが、新型コロナウイルス関連による中止・自粛した学校もある。	B	B	B	講演会や集会等により周知を図るとともに、より理解が深まるよう授業時間における学習方法を検討する。また、新型コロナウイルス関連による中止や活動の自粛は今後も考えられるため、現状を把握しながら、中学校3年間を通してさらに学習が進められるよう取り組む。

▲推進項目② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	各種ハラスメント防止に向けた啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター	・FM805たんばにおいて「職場と人権」をテーマにパワハラ定義や対処法について放送した。 ・「職場と人権」について記事を掲載した啓発冊子「きずな」を市内250事業所へ送付した。 ・職場における人権学習に講師を派遣する制度を活用し、働き方やハラスメント等職場における人権について学んだ事業所が2事業所あった。(R1年度:3事業所)	広報・啓発を行った。	B	B	A	R2年6月にパワハラ防止法が施行された。大企業に続き、R4年4月からはパワハラ防止対策が中小企業にも義務化されることから、引き続き、広報紙や他媒体も活用し啓発を行う。

▲推進項目③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じた支援を行った。	障がい者虐待被害者に対して速やかに保護・支援を行った。	B	B	B	障がい者虐待が発生した場合は、速やかに事案の確認や以後の対応ができる体制を確保する。
2	高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課	虐待対策地域連絡会を開催し、関係機関と虐待対応について意見交換を行った。市内全民生委員・児童委員を対象に、6町の定例会において高齢者虐待の研修会を実施した。また、丹波市高齢者虐待対応マニュアルの修正を行った。通所施設に対して高齢者虐待の兆候やリスクについて気づき、速やかな通報・相談につながるよう研修を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、実施に至らなかった。	37件の相談・通報につながり、必要に応じて保護・支援を行った。	B	B	B	引き続き、高齢者虐待防止に関する研修会の開催や、相談窓口の周知啓発を行う。介護支援専門員からの通報は例年多く、R2年度においても半数以上を占めているが、担当ケースの通報を躊躇することもあるため、継続して虐待予防の理解と早期の相談・通報を呼びかける。また、通所施設から介護支援専門員に相談がある場合も多く、通所施設への啓発も実施する。虐待の発生要因は介護疲れの他、経済的な問題や家族の障がい特性によるものもあり、関係機関と個別対応の連携を密に行う必要がある。
3	児童虐待の防止の推進	家庭児童相談員を設置し、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、育児不安などの身近な子育て相談に対し、個々の子どもや家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	自立支援課	関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。 ・新規相談件数 50件 ・相談及び関係機関連携延件数1,748件	新規及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。	A	A	A	研修に積極的に取り組むほか、専門職員の配置により、関係機関との連携と家庭等への援助強化を図る。
		要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関との連携、情報の共有と支援を行います。また、虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。	自立支援課	2月に実務者会議、随時、ケース会議等を開催し、情報共有と支援を行った。また、相談機関リーフレット500部、各児童・家庭へのミニカード7,500枚を作成し、配布した。11月の児童虐待防止推進月間には、FM805放送、広報紙掲載、ポスター、チラシ、のぼり旗、懸垂幕の掲示を行った。	関係機関との連携強化、児童虐待に対する認知度向上、相談機関の周知が図れた。	A	A	A	今後も関係機関との連携を強化する。あらゆる機会に広報・啓発を行うとともに、さらに効果的な啓発方法の検討を行う。

■基本方針(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

■推進項目① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	地域で支える介護支援の充実	地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護だけでなく、高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぐ等の総合相談・支援を行います。	介護保険課	相談件数83件。各ケースについて、月に2回ほどのスクリーニング会議を実施し、内容を検討し適切な関係機関へつないだり、関係機関と一緒に問題解決にむけて取り組んだ。 また、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容についての協議を重ねた。地域課題の抽出までには至らなかった。	59件/83件の問題終結。 残り24件は継続しての支援中。各圏域包括と連携を取り、問題解決につなげることができた。	B	B	B	毎日のミーティングにて相談内容の共有を図り、対応についても協議できているので、継続する。 また、地域課題の抽出も行なっているように、相談内容の整理を行っていく。
		認知症高齢者等が所在不明となった場合に、早期発見SOSシステムにより高齢者等の早期発見を図ります。	介護保険課	見守りネットワークの協定締結事業所に出向き、通常の業務中に「あれ、おかしいな？」と感じた場合は、圏域の地域包括支援センターや高齢者あんしんセンターに連絡いただけるよう、気づきのカードを配り従業員に周知していただいた。また、9月に丹波ゆめタウンの協力のもと認知症普及啓発街頭活動や、オレンジライトアップ活動を行った。	協定事業所の一つであるコープこうべを通じ、高齢者世帯約600件に気づきのカードを配布した。相談窓口として地域包括支援センターを啓発することができた。 SOS新規登録 R2:28件(R1:13件)	B	B	B	認知症に関して正しい知識を持っていただけるよう地域や関係機関への普及啓発に努め、相談窓口の普及啓発に努める。 早期の受診勧奨を行い、重症化防止を図ることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人・家族への支援、地域づくりを行う。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	丹波市介護保険事業運営協議会を計6回開催し、第8期介護保険事業計画(R3~R5年度)を策定し、第7期におけるサービス基盤整備の検証を行った。施設の介護給付費は国県平均を大きく上回っており、施設整備を行っていない。地域密着型通所介護事業所が大幅に増加し、比例して利用者の伸びが顕著である。 (H30⇒R2年度 利用者数12.5%増・保険給付費16.5%増)	地域密着型サービスの介護給付費が伸びており、通所介護は被保険者1人当たりで県下で一番多い状況にある。	B	A	B	介護サービス提供の偏りが生じている可能性がある。受給者の実態を踏まえて今後の自立支援に寄与するようサービス提供のあり方を見直す必要がある。
		高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、介護保険事業計画に基づき、介護サービスの適正な提供体制のために介護保険事業サービス基盤整備等を行います。	介護保険課	・定期巡回・随時対応型の訪問介護看護に取り組む1事業所に対して、参入直後の安定的な運営を目指して財政支援を行った。 ・居宅サービスの給付適正化対策として、外部専門家による6事業所のケアプラン点検を実施し、助言・指導を行った。	・人件費補助により、介護・看護を合わせて延べ92名の利用者に安定したサービス提供を図ることができた。 ・市内18事業所(全35事業所)の点検を行い、過半数の実績に達した。	A	A	A	・全事業所のケアプラン点検を完了させるとともに継続して給付適正化に取り組み、介護サービス提供事業に対しても働きかけていく必要がある。 ・第8期介護保険事業計画を着実に実行していく。
3	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	障がい者施策の円滑かつ着実な推進を図るため、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、進捗状況の管理をし、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図った。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況を確認し、障害福祉サービス、地域生活支援事業の実施した。	B	B	B	R2年度に策定した障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げた目標達成に向け進捗状況の確認や推進を行う。
4	障害者差別解消法の理解・啓発の推進	障害者差別のない社会を目指して、障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めます。	障がい福祉課	障害者差別解消法の理解促進に向け、ホームページ掲載、パンフレット配布等により啓発した。合理的配慮提供支援事業補助(4件)	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	B	B	今後も障害者差別解消法の積極的な普及・啓発を行う。
5	手話施策推進方針の推進	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作ることにより、すべての市民が社会参加できる丹波市を目指します。	障がい福祉課	市民の手話への理解と普及を図るため、手話について広報紙に掲載した。	広報紙掲載や手話教室実施により手話の啓発を積極的に行った。	A	B	B	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作るため、手話教室の実施や、チラシなどにより手話の啓発を行う。

■推進項目② ひとり親家庭等への支援の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度			課題と今後の方向性		
				取組状況・実績数値	成果	評価			
				H30	R1	R2			
1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人への経済的支援として児童扶養手当を支給します。	自立支援課	児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり） 定時払：奇数月、 随時払：偶数月（転出等） 支給延人数：7,965名 支給総額：204,675千円	支給対象者に対し、経済的支援を行うことができた。	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課	県と共同で経済的負担を軽減すべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。 ・受給対象者：772名 ・診療件数：6,477件 ・医療給付費：21,674,981円 数値：R3.3末（R2母子医療費振分表、人員報告より）	県基準超過分も市独自の所得基準を設けることにより、より多くのひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう経済的な支援ができた。	A	A	A	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。
		経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学校生を対象に奨学金を給付します。	学事課	就学援助（当初認定者数）計518人 小学校：準要保護332人・要保護3人 中学校：準要保護183人  奨学金給付 25人	学校との連携により制度周知を徹底し、対象者の支援につながるよう努めた。昨年度と同様、援助が必要な家庭に対し、制度に基づいた支援を実施することができた。	B	A	A	ひとり親家庭等、経済的な理由で就学が困難である家庭の負担軽減のため、今後も引き続き支援を実施する。
2	ひとり親家庭の自立・生活支援	母子父子自立支援員による養育費相談、就労支援、福祉資金貸付、生活、教育など生活全般に関する相談を充実します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への周知を行った。延べ相談回数：182件	母子父子自立支援員の配置により、専門的に相談を受けることができた。	A	A	A	母子・父子自立支援員を中心に相談業務の安定と充実を図る。
		ひとり親家庭の母又は父が、経済的自立に効果の高い資格を取得するために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金（上限3年）を支給し、生活費の負担を軽減します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。 訓練給付費支給対象者 1名（看護師1名） 支給総額：846,000円	資格取得に向けた経済的支援を行うことができた。	A	A	A	より生活の安定に資する資格取得支援であるため、修学にかかる本人の意思と生計を保ちながら継続できる就労環境等が必要でありハードルとなっている現状もある。ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		ひとり親家庭の母又は父が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講する場合に、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行ったが利用実績なし。	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用ができる体制を整えている。R3年度受講のための講座指定決定手続き2名あり。	B	B	B	就業のきっかけとして、就労に役立つ資格取得の支援を行っているが、対象となる教育訓練講座が、望む職種につながらない場合もある。ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合の費用の軽減を図るため、給付金を支給します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。利用実績なし	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用ができる体制を整えている。	B	B	B	ひとり親及びその児童の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		18歳未満の子どもを養育している母子家庭等において、母子ともに自立した生活を送ることが困難な場合、母子生活支援施設への入所により、生活の安定を図るための相談・指導を進め、自立に向けた支援を行います。	自立支援課	R2年度内措置 1世帯3人 (年度末措置 1世帯3人)	母子支援施設への措置により適切な支援を行うことで母子ともに生活の安定を図ることができた。	A	A	A	母子の安定した生活に向けて、継続的な支援を行う。
経済的理由により、入院助産を受けることが困難である妊産婦について、助産施設への入所により、安心・安全な分娩への支援を行います。	自立支援課	利用実績なし	支援が必要になった際に受け入れができるよう助産施設の確認を行っている。	B	B	B	医療保険制度により入院助産を受けることができています。経済的理由により相談があった際には、関係機関と連携し適切な支援を行う。		

■推進項目③ 各種相談体制の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	介護に関する相談支援体制の充実	もの忘れ等が気になる方や、介護で悩んでいる家族を対象に、高齢者こころの医療相談を開催します。	介護保険課	丹波認知症疾患医療センター専門医と相談員が同席し、相談を受けている。ご家族がご本人の様子を心配されたり、ケアマネジャーと一緒にご家族が相談にいられている。また、ご本人が物忘れを心配して相談に来られるケースも増えた。専門医療機関の受診の前に相談にいられることも多い。実施9回、16件、合計29名。	医師の見立てから助言をうけ、専門医療機関で鑑別診断を受けたり介護保険の申請等につながった。また、症状に応じた具体的なかかり方の助言を受けたり成年後見制度等を紹介されることで先を見越した生活をイメージできるなど成果が得られている。	B	B	B	専門医療機関を受診するには敷居が高い方や、家族でもご本人を病院に連れていくことが困難な場合、相談日に専門医に直接相談できる場所であり、ケアマネジャーが調整し、ご家族が直接専門医からの助言が受けられる機会となっている。また、ご本人からの相談が増加傾向であり物忘れへの不安について直接医師に相談できることで安心されており、成果が得られているため今後も継続する。
		認知症の家族を抱え、介護について悩んでいる方を対象に、認知症介護者相談を開催します。	介護保険課	R1年度末で事業を廃止しているため、実績はなし。	なし	C	C	—	なし
		認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課	介護経験者、現在介護を行っている人などが、家族が介護サービス利用中に参加されている。介護をしている当事者同士の気持ちを分かち合う場となっている。実施10回、合計55名	参加者が、この場所でお会いできることを楽しみに介護を続けられたり、情報や知識を得る場を提供することが出来た。	B	B	B	参加者は、ほぼ毎回参加され、新規参加者は経験者からアドバイスをを受けたり、互いの心境などを話すことができる、なくてはならない場所となっており、引き続き毎月開催する。将来的には、参加者の主体的な集いの場に変更していく予定である。
2	高齢者の権利擁護の推進	「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の消費者被害の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護に向けて、高齢者権利擁護相談を開催します。	介護保険課	市内の社会福祉士と司法書士が参加し、高齢者本人や家族、その支援者からの相談に応じ、助言を行っている。実施10回、17件、合計35名。	福祉的・法的視点からの助言により成年後見制度、金銭管理、生活困窮、虐待疑いなど問題解決へのきっかけができた。	B	B	B	市内3ヶ所の地域包括支援センターでも権利擁護に関する相談は随時受け付けている。この相談日は月1回の定期開催であり、予約の時期によっては相談日がかかり先になる場合がある。随時相談ができる専門機関の設置について検討していく。
3	障がい者相談支援体制の充実	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設するとともに障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課	相談支援事業所を3か所（委託）設置し、一般相談を受けた。 （相談支援事業所） ①医療法人社団 清風会 ②株式会社 ネクステ ③丹波市社会福祉協議会 相談件数737件	障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行った。	A	B	B	相談支援事業所を周知をし、相談しやすい環境をつくる。
4	女性のための総合的な相談窓口の設置	女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を行います。また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減のため支援機関の周知に努めます。	人権啓発センター	専門の女性相談員による悩み相談を定期的に実施した。 （1回50分の個人相談、予約制、面接・電話、オンライン） ・相談件数31件	相談も多く寄せられ、適正なアドバイス・支援により悩みの解決となり、相談終了となったケースもあった。	C	A	A	引き続き、休日相談日も含め定期的な相談を実施し、女性のエンパワメントを図る。また、関連機関（配偶者暴力相談支援センター、家庭児童相談室、福祉まるごと相談等）との連携もさらに進める。

■推進項目④ 性的マイノリティに関する理解の促進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	性的マイノリティについて理解を深めるための学習機会の提供	性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。	人権啓発センター	図書・情報コーナーに性的マイノリティに関連する蔵書を備えた。	講演会等の開催はできなかったが、蔵書を備え、学習機会を提供した。	B	A	B	国や他自治体の事例を把握しつつ、引き続き、市民の正しい理解が深まるよう学習機会を提供する。
2	性的マイノリティについて理解を深めるための啓発	広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター	FMラジオにおいて、性的マイノリティへの理解を深める情報を発信した。 ・FMラジオ放送 2回	多様な性について、広く市民に意識啓発を図ることができた。	B	A	A	引き続き、あらゆる機会を通じて情報提供を行う。
3	性の多様性の尊重	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校2校、高校1校で性教育を実施した際、性的マイノリティについても説明、啓発を行った。	生徒の感想では、性的マイノリティについて理解が深まった等の意見があった。	B	B	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、授業自体の中止や、実施しても時間短縮を希望された。コロナ禍における啓発について、学校と連携し授業内容の精査も必要と考える。
		中学校では、性的マイノリティについて理解を深める授業を行います。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。	学校教育課	中学生が性的マイノリティについて学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：86% また、小学生が性的マイノリティについての学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：68%	小学校において、性的マイノリティ（自己肯定認識形成に係る学習含まず）について学習する学校が増えている。教職員を含めて学習を進めており、認識や理解が広がっている。	B	B	B	誰もがありのまま受け入れられ、自分らしさを尊重し合えるよう引き続き学習を進めるとともに、教職員を含めた学習を進めることで、性的マイノリティに対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組む。

■基本方針(3) 生涯にわたる健康づくり支援

■推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
1	健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課	こころのケア相談：精神科医による相談 5回/年、15人 こころとからだの電話相談：123件/年  特定健診受診率41.3%、特定保健指導実施率45.0%<R1年度> (R2年度の数値は10月に確定)	子育てにおいて、子どもとのかかわり方や他者との付き合い方など不安に思う母親の相談にもつながったり、会社や家族間での人間関係に悩む若者の電話相談もあり関係機関につなぐきっかけになった。コロナ感染拡大予防により精神的に不安になられる方の電話相談も増加傾向にある。また健診受診者は、コロナ感染拡大防止措置により一時休止したこと等から昨年度より減少したが、R2年度より健診体制を変更し地域の医療機関健診が開始され市民の方には身近で受けやすくなった。	B	B	B	こころのケア相談は、日程が決まっているため、タイムリーに相談したいときにできないこともあり、他の支援方法を選択する等したため実績は減少した。すぐに受診につながる人もあり、心療内科の敷居が低くなっていると思われる。しかしまだ本人に病識等がない場合に、家族や周囲からの相談も多い。今後も引き続き啓発を行っていく必要がある。健診については未受診者へ勧奨を行う。ミルネ健診センターで受診された方には保健指導がその場でできるので指導率をあげていく。

■推進項目② 妊娠・出産等に関する支援の充実

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	安心して出産・育児ができる環境の整備	子育て世代包括支援センターを核にして、妊娠期から子育て期までの一貫した健康づくりを支援します。	健康課	妊娠届出時には、保健師又は助産師が全数面接し、妊娠期から継続した支援を行えるよう担当保健師名を記載した名刺を手渡ししている。 ・産後ケア事業 宿泊型4人22日、乳房ケア型193人（延べ） ・心理士・助産師相談：136人（延べ）	・医療機関と連携し、支援を必要とする家庭に早期にかかわることが出来ている。 ・子育てだけでなく母親本人にかかる相談に対応することで、関係機関との連携も深まった。	B	B	B	・支援を必要とする家庭の増加、課題も複雑、多様化している。医療機関等、関係機関と連携した柔軟な対応が必要であるとともに、コロナ禍における相談体制を模索する。 ・R3年度から、産後ケア事業対象者を拡充する。

■基本方針（4） 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R2年度		H30	R1	R2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価			
1	地域防犯活動における男女共同参画の推進	防犯協会、少年補導員及び地域防犯グループにおいて、男女共同参画を進め効果的な活動に向けた支援を行います。	くらしの安全課	防犯協会員272名のうち女性会員8名。他の団体については、構成が把握できていない。	特になし	C	C	C	防犯活動には危険が伴う固定概念がある。女性の視点を取り入れた防犯活動への理解を求め、女性委員の推薦について自治会等に協議を依頼する。
		交通指導員の内、女性指導員の占める割合を増加させ、幼児や高齢者などへ女性目線のきめ細かい交通安全指導を行います。	くらしの安全課	小学校を中心とした交通安全教室を実施するほか、定期的な街頭立番を実施した。女性指導員は、48名中18名と37.5%を占めている。 年度末で指導員の任期が満了となり、R3年度の女性指導員は、1名増の19名となる。	街頭啓発では、わかりやすく、ていねいな口調と対応で、子どもや高齢者の交通事故防止に取り組むことができた。	A	A	A	関係団体等と協力、連携を深め、事故防止に向けて女性目線での意見を積極的に取り入れる。

(■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 2 年度		H30	R 1	R 2	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果				
2	地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、火災予防啓発活動や初期消火訓練を女性の視点に立ち行います。	くらしの安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性消防団員は現在11名。</li> <li>火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、救急救命講習会やイベント等での広報活動が実施できなかった。</li> </ul>	女性消防分団の広報活動が縮小となったため、成果があったようには感じない。	B	B	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性消防団員の活動内容等を再開できる時期になれば積極的に活動したい。</li> <li>新聞掲載や広報紙等による団員募集のほか、個別勧誘などにも継続して取り組み、新規女性団員の確保に努める。</li> </ul>
		防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課	防災会議は、各関係機関からの推薦を受けた26名で委員構成している。そのうち、女性委員は4名である。地域の防災組織において女性の代表はいない状況にある。	特になし	D	D	D	女性委員の登用を促進していくなか、自主防災組織等における防災研修の際に、男女共同参画に視点に立った意見が生まれ、反映されるよう会議運営を行う。
		自主防災組織において、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に積極的に取り組みます。	くらしの安全課	自主防災組織において実施される防災訓練には、女性も積極的に参加されているが、高齢者や障がい者に配慮した訓練は実施されているものの、女性の視点を取り入れた訓練は実施されていない。	自主防災組織において実施される防災訓練には、女性も積極的に参加されている。	C	C	C	災害時における自助、共助体制の重要度を理解し、すべての市民が協力しあう中で、それぞれの役割等を見い出し、女性の参画を促していく。
3	防災・減災に向けたリーダーの育成	県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」に多くの市民の参画を促し、男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。	くらしの安全課	R 1 年度は、丹波地域での開催であったことから受講者が多かったが、R 2 年度は、三木市での開催、また、新型コロナウイルス感染症の影響による受講者数の制限により受講者がなかった。	特になし	C	B	D	「ひょうご防災リーダー養成講座」の実施の幅広い周知を含め、男性・女性それぞれの視点を取り入れた地域防災力の向上を図る。
4	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発	地域の生活者の多様なニーズに配慮した避難所運営に向けて、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発に取り組みます。	くらしの安全課	避難所におけるプライバシー確保等を目的として、授乳や着替え等が安心して行えるようパーテーション及びテントを引き続き購入した。	市で購入した避難所用資機材が災害時等において活用できるよう、防災訓練等において周知した。	B	B	B	男女問わず、災害時において安心して避難生活を送れようよう避難所用資機材をさらに整備・充実させていく。

---

### 第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

---

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

#### 【令和2年度 対応状況】

- ・ 申出件数 0件

## 第4部 審議会からの意見

箇所	意見（要旨）
基本目標 1	<p>（1）男女共同参画に対する意識の定着 ④「自治会男女共同参画推進員の活動支援」について（20頁）</p> <p>→ C評価が3つあり、非常に低い。自治会長に男女共同参画推進について積極的に動いていただけるような働きかけをすることが重要ではないかと考える。推進員は自治会の中の組織の一員であるから、なかなか動きにくい時もあると思われるので、自治会長にしっかり支援してもらうような働きかけを、何かをやるべきではないか。</p>
基本目標 2	<p>数値目標「審議会等委員の女性割合」について（7頁、18頁、27頁）</p> <p>→ 審議会等における女性の割合が、前年度より1.3%増になったと報告があったが、P.27基本目標2（2）①施策No.1を見ると、女性委員のいない審議会等が全84機関中20機関もある。全体のパーセンテージが上がったことよりも、女性委員がいない審議会等があるということの方に着目すべきではないか。</p> <p>人権啓発センター等は意識を持って女性を登用されているが、その意識が全庁的にあるのかという観点から評価をするならば、やはり、この1.3%増という数字よりも、女性委員がいない審議会等が20機関もあるということのほうが重要ではないかと考える。</p> <p>そして、女性の意見を取り上げていただくのはありがたいが、できたらこの会議も男女半々で構成していただきたい。女性が多く集まって、女性の立場からの意見のみを言っているのではないかと思われるより、今は男性も辛い事案の多い時代となっており、一緒に社会を作っていくという観点からも、そのような構成が望ましいと考える。</p> <hr/> <p>数値目標「女性農業委員数」について（8頁、18頁）</p> <p>→ 農業委員会に複数の女性委員がいると、女性視点での活動をされ、ひいては地域の農業の活性化につながると考える。3年の任期が切り替わる改選の際には、女性の委員を入れることの意義を十分に説明することが大切である。</p> <hr/> <p>数値目標（10）「男女共同参画センター登録団体数」について（8頁、18頁）</p> <p>→ 数値目標が30団体となっているのに3団体という結果になっている点に対し、潜在的には男女共同参画に取り組んでいる団体ももっとある可能</p>

	<p>性があるので、「男女共同参画センター」および「市民プラザ」のPRをしっかりと行い、そういった団体に登録を促していく必要がある。団体登録をすることでどのようなことができるのか、利点も含めてPRが必要である。</p>
<p>基本目標3</p>	<p>数値目標達成に向けた課題と今後の方向性「市役所女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る」について（10頁）</p> <p>→ 昇任試験の在り方の検討は必要であるが、受験しようとする女性は、サポート体制が整わない状況で昇任した場合、負担が大きいことを危惧している。仕事に取り組む意欲があっても、家庭では家事や育児の負担を考えると両立していくことに不安があるために昇任試験を受験しない職員もあるのではないかと。</p> <p>それは、育児休業を希望しながら取得できない男性がいるかも知れないという問題と根本は同じであり、特定の人にだけ負担がかかるような社会の在り方ではなく、男性・女性にかかわらず、できる人ができることをするという意識の社会にしていくべきと考える。その観点から、ワーク・ライフ・バランスの周知は非常に大切である。</p> <p>数値目標（15）「市役所における男性育児休業取得率」について（11頁、19頁）</p> <p>→ 丹波市役所で1人男性育児休業取得者があったことは大きな一歩である。来年以降、法改正等により対象者には、育児休業取得について働きかけをしていく必要があり、なぜ取得しづらいのか理由を確認していただきたい。対象者が52人中、取得者が1人ということから、やはり取得しづらい理由があると考えざるを得ないので、その根本的な背景を市で率先して確認していただきたい。</p> <p>→ 市役所の男性育児休業取得者の実績の低さ、また国の2020年までの目標が13%という低い数値であることに驚いた。育児休業を取得しにくい理由は意識の問題であると考え。職場の意識改革や環境づくりが必要である。</p> <p>→ 男性の育児休業制度以外に配偶者出産休暇という制度がある。有給などに加えて、半分以上の男性が取得しているという報告があるが、あくまでも1週間以内の休暇である。やはり、男性が単独でも子育てを担えるという方向に進めば、男性育児休業取得は進むと思う。さらにいえば、共働き夫婦で、妻が復帰した後に夫が一人で子育てを担う機会を得ることの意義を認識したうえで、市職員の出産補助休暇や育児参加休暇の実績値も確認していく必要があると考える。もちろん、育児休業の取得率も伸ばしていく必要がある。</p> <p>数値目標（12）「ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする</p>

	<p>人の割合」について（11 頁、19 頁）</p> <p>→ 仕事も家庭も自分のやりたいこともバランスよく、自分が生きていようように生きるということを求めている人は多いと思うが、男性はどうしても長時間労働が多い。うつ病、過労死や自殺が多いのは男性だというデータも出ている。女性は、仕事のほか、育児・家事の負担が重い場合が多い。</p> <p>互いに助け合うことをできるような社会にしていかなないと、厳しい状況が増加するばかりであるから、ワーク・ライフ・バランスを子どもの頃から周知し、男性だから女性だからではなく、できる人ができることをやっいていこう、自己実現していこうという教育や周知が大切であると考える。</p> <p>男性も女性も同じく親であり、育児は一緒に取り組むべきものである。そのような感覚を子どもの頃から持つためには、教育の力はもちろん、家庭内でも話をしていくことが大切である。</p> <p>基本方針（1）の推進項目②「男性の家事・育児・介護への参加促進のための学習機会の提供」について（34 頁）</p> <p>→ 3つの担当課があるが、人権啓発センターの男女共同参画講演会は、A 評価であるのに対し、実際に介護される方を見ている介護保険課や、子育てを含めて家族を見ている子育て支援課の評価はCとBである。同じ事業をしていても、関わっている目線が違うので評価も変わると思うが、担当課同士意見交換はできているのか。同じ事業に対して評価の差異が出たとき、庁内で意見交換する場があれば、互いの課の事業がより良いものになるのではないか。</p>
基本目標 4	<p>数値目標（17）「DV被害を受けた人のうち相談した人の割合」、（18）「DVを『言葉も内容も知っている』とする人の割合」について（14 頁、19 頁）</p> <p>→ 丹波市には「配偶者等からの暴力対策基本計画」があるので、それに出ている数値を入れるなど、ほかの参考資料からの数値を入れていただきたい。</p> <p>基本方針（1）の推進項目①「学校におけるDV防止の啓発」について（34 頁）</p> <p>→ 中学校ではデートDVの防止授業をしているという報告がある。DVのない社会をつくるという防止教育が、若い世代に実際にどのように実施されているのか知る機会を設けてほしい。</p>





編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター  
男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp